

第2部 伊丹の教育の
基本方針

第1章 将来像（理念）

学ぶことの幸せを実感できる「ことば文化都市」

－ 伊丹に息づく歴史と伝統を活かした人づくり －

21世紀は、「地方の時代」と言われています。その地域に住む人々が、幸せを実感し、住むことに愛着と誇りの持てる「夢と魅力のあるまち伊丹」を実現するためには人づくりが大切です。

「人間は教育によってのみ人間となることができる」(カント：ドイツの哲学者)。伊丹市に住むすべての市民が、伊丹市の現在と未来を担う大切な「力」であり、教育はその「力」を育むもっとも重要な営みです。

教育は、子どもだけがその対象となるわけではありません。教育の目標は生涯を通じて実現されるべきであり、幼児期・学校教育、家庭・地域・社会教育の充実と連携が必要となります。

そのためには、家庭・学校・地域社会の協力と連携が大切であり、教育環境の整備に向けて、教育行政、学校園、社会教育施設の果たす役割はますます重要となっています。

本市においては、命と人権を大切にし、豊かな人間性や情操を兼ね備えた人づくりをめざしていきます。

また、これからの時代のまちづくりには、「人と人をつなぐ円滑なコミュニケーション」が一層重要となります。家族や隣人、そして諸外国の人たちとの豊かなコミュニケーションは、温かい人間関係を築き、生き生きとしたまちづくりにつながります。

伊丹市は、古くから多くの文人墨客が集い、文教の中心として、また歴史と伝統文化の薫るまちとして、教育に先進的に取り組んできました。

また、平成18年度からは、伊丹市固有の歴史と伝統や風土を活かし、「ことばと読書を大切に教育」をめざしてきました。今後も、ことばでつなぐまちづくりをめざし、『「読む・書く・話す・聞く」ことば文化都市伊丹特区』の拡充や「子ども読書活動推進計画」の実行、「全小・中学校への読書指導員配置」の充実、市民の意見を聴きながら新図書館等「ことば文化都市伊丹」の拠点施設の整備に向けた取り組み等、幼児期・学校教育、家庭・地域・社会教育の両面にわたって「ことば教育」と「読書教育」を充実していきます。そして、生涯にわたりすべての市民が学びあい、「生きる力」「社会を支える力」を育み、学ぶことの幸せを実感できる「ことば文化都市」をめざしていきます。

さらに、市民の参画のもとに、本ビジョンの趣旨を活かしながら、「伊丹市教育振興条例の制定」、「教育都市宣言」などの研究・検討を進めていきます。

第2章 基本目標

1. 大きな夢をふくらませる、明るく元気な伊丹っ子づくり

子どもたちを取り巻く環境が、めまぐるしく変化する中、本市においても、「学力の低下」「規範意識・道徳心の低下」「基本的な生活習慣の乱れ」など様々な問題が山積しています。

子どもたちには、伊丹市の未来を担うとともに国際社会の形成者として、様々な分野で活躍することができる基盤を培うことが大切となります。

そのためには、まず、一人ひとりの子どもが、基礎的な知識や技能に加え、自らの頭で考え意見や目標を持ち行動できる力、すなわち「生きる力」を身につけるとともに、社会の一員として生命を尊重し、人とのかかわりや思いやりなど、人を大切にする心、自然や美しいものなどに感動する豊かな心を育む教育を行うことが必要となります。

また、様々な活動に参加したり、学んだりするためには、基礎となる健康や体力づくりなど、健やかな体を育むとともに、子どもの成長のすべてを支える食生活の充実や基本的な生活習慣の確立を図り、知育・徳育・体育、そしてそれを支える食育の調和のとれた明るく楽しい元気な学校園づくりを推進します。

一方、現在の国際化社会においては、以前にもまして他者の意見や考え方を理解し、相手の立場を尊重する中で自分の意見や考えを伝えるコミュニケーション能力が求められています。また、コミュニケーション能力は人間関係が希薄化している今日、子どもの問題行動をはじめ、地域の様々な課題を解決する上で最も必要な能力となっています。『「読む・書く・話す・聞く」ことば文化都市伊丹特区』を活かし、国際化社会・情報化社会に対応できる優れたコミュニケーション能力を備えた『大きな夢をふくらませる、明るく元気な伊丹っ子』を育むことをめざします。

2. 生きがいや心の豊かさを実感でき、その輪が広がる学びの創造

少子高齢化の進行や、高度情報化、国際化社会の進展など、急激な社会構造の変化に伴う市民の価値観やライフスタイルの多様化を背景に、学習需要は日々高度化、多様化しています。この中で、伊丹市に住む一人ひとりが、生活に必要な知識や技能を学んだり、またQOLの向上のために、文化や芸術、スポーツなどにふれ、教養を身につけていくには、市民が生涯を通じて学習や活動に取り組んでいくことができる環境を整備していくことが大切です。

そのためには、まず、学習や活動に必要な情報をタイムリーに提供できる体制を整備するとともに、家庭、地域、企業、教育機関等の連携や、市民との協働による講座の実施などに取り組むことで、「2007年問題」等の今日的課題や市民ニーズに対応した学習機会、芸術・スポーツ活動を提供し、市民のライフステージに応じた自己実現のための学習や活動を支援していきます。

また、学習や活動によって養われた知識や技術、経験を、様々なかたちで生きがいや心豊かな人づくり、地域づくりに活かすことができ、そしてその輪が広がるよう支援することで、活力ある地域力、人間力の創造につなげていきます。

さらに、多彩な社会教育施設群の、今日的課題に対応した活性化にも取り組みを進めていきます。

一方、伊丹市には、市内外に誇れる貴重な文化財が数多く存在します。これらを積極的に保存、継承し、活用していくことで、地域の新たな創造と活力の源泉である「わがまち伊丹」への地域愛を育てていきます。また、すべての市民活動の基盤となる健康づくり、体力づくりに向けて、身近な地域で気軽にスポーツに親しめる機会を提供していきます。そして、社会状況の変化に伴う家庭教育や青少年の育成に関する支援体制の整備等にも取り組んでいきます。

3. 豊かな学びを支援する教育環境づくり

伊丹の未来を託す「人づくり」を進めていくためには、学校園・家庭・地域のそれぞれが、その果たす役割を再認識し、教育を受ける立場である学習者の視点に立った教育環境づくりを進めていくことが大切となります。

学校園は、子どもが1日の大半を過ごす学びの場、生きる力を育むための重要な場です。それゆえ、子どもの実態や問題点を的確にとらえ、目標に沿った教育活動を行うことができるよう、管理運営体制を充実、強化していかなければなりません。具体的には、家庭・保護者・PTAや地域・関係機関・関係団体に対して十分な説明を行うとともに、教育情報を提供するための仕組みづくりや、教職員への支援体制の強化、学校園の施設整備を図るなど、学校園の教育力を高めるための教育環境づくりを進めていきます。

家庭は、家族みんなの心の拠りどころであり、家族の愛情による絆で結ばれた、ふれあいの場です。また、子育てを行う場として、次の代を担う子どもを育てる基礎となる場です。そのため、「伊丹市次世代育成支援行動計画『愛あいプラン』(平成17年3月策定)」を着実に実行することにより、家庭における教育力を高め、家族のつながりを深めるための教育環境づくりを進めていきます。

地域は、多様な人間との交流や様々な社会体験、生活体験、自然体験などを通して、社会性や公共心、規範意識、自己抑制の力などの能力が育まれる場です。そのため、地域全体で子どもを見守り、子育て家庭を支援する意識を醸成するとともに、地域の教育力を最大限に活かすため、地域活動への支援及び住民団体、社会教育施設等とのネットワーク化を図り、豊かな学びを支援し、地域の教育力を高めるための教育環境づくりを進めていきます。

第3章 基本施策

1. 幼児期・学校教育について

【将来的な方向性】

幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、その充実が求められています。また、学校教育においては、子どもたち一人ひとりが充実した学校生活を送り、未来に向かってその可能性を伸ばすために、必要な力を身につけていくことが求められています。

子どもたちは無限の可能性を秘めた、伊丹の未来を担う「社会の宝」です。そして、子どもへの教育は保護者や地域の未来への希望でもあります。

「市民意識調査(平成17年度実施)」において、期待する伊丹市の都市の将来像のトップが「保育所・幼稚園・学校が充実し子どもたちが地域で健全に育つまち」となっています。

一方、平成14年度から実施された学習指導要領では、ゆとり教育、子どもの個性に応じた教育が叫ばれ、授業時数の削減や、学校五日制の完全実施が行われました。しかし、学力低下に対して強い危惧が示されるようになり、教育のあり方が今、注目されています。

また、さらに問題なのは、子どもたちの学習意欲の低下や規範意識の脆弱化、コミュニケーション能力の低下、将来に対する目的意識の欠如であるという指摘もあります。

今後も、学校園・家庭・地域がそれぞれの役割を果たし、愛情豊かに子どもたちに接し、「確かな学力を身につけ、生涯学ぶ意欲を持った人」「生活規範、社会規範を身につけた心身ともにたくましい人」「自分、そして他の人々を大切に、生きていくことの価値と尊さを認識した人」「目的意識を持ち21世紀の社会を創造的に生きる人」を育てていきます。

そして、「伊丹の学校園で学びたい」という人々が伊丹の地に集う、魅力あるまちづくりをめざします。

(1) 基礎基本の徹底と確かな学力の向上

授業時間の削減が進む中、家庭での学習習慣の確立や各学校での学力向上に向けた取り組みが重要度を増しています。このような中、基礎基本の徹底と確かな学力の向上を実現していくためには、子どもたちに「授業がわかる」「授業が楽しい」という気持ちを体感させ、子どもたちの学ぶ意欲を高め、基礎基本の徹底も含め、一時間、一時間の授業を大切にしていくことが重要となります。

そのためにも、少人数授業や習熟度別学習、小学校における教科担任制等の実施、また、児童生徒の学習状況に応じて、発展的な学習や補足的な学習を取り入れるなど指導方法等の工夫改善に努めていきます。

① 自ら学び自ら考える力を育む教育の推進

「サタデースクール」「子どもサポーター派遣事業」等、市独自の施策の活用や、総合的な学習の時間や選択学習の時間の充実により、学ぶ楽しさを体験させ、子どもたちの学習意欲を高め学びの質を向上させます。また、放課後や長期休業中など、様々な学習機会を通して補充学習を行うなど、基礎学力の定着をめざします。

学校完全五日制のあり方については、見直し等の意見もある中、国・県の動向を注視しながら、伊丹市独自の教育課程のあり方についても研究、検討を進めます。

また、各学校において、すべてのクラスで徹底するといった共通実践項目を策定するなど、子どもたちの学習態度や学習規律の確立を図ります。

さらに、補習や補充学習を実施し、基礎的な知識・技能を徹底して身につけさせるなど、自ら学び、自ら考える力など「確かな学力」の育成をめざします。

② 子どもたちの教育課題に応じた学習・指導の実施

「第2回学習到達度及び学習意識調査(平成18年度実施)」や平成19年度から実施予定の「全国学力・学習状況調査」等の調査結果をもとにした各学校における実態把握やそれにもとづく授業改善プランの作成など、校内の研究体制を確立していきます。

また、「確かな学力向上モデル校事業」や学習過程の中で行う形成的評価の実施により、児童生徒の学力・学習状況の把握・分析から指導法等の改善へと研究から実践につなげるシステムの強化を図るとともに、総合教育センターに「授業力向上(カリキュラム)支援センター」を設置するなど、教職員の授業力の向上のための取り組みを進めます。

さらに、外部の人材活用や市内の特色ある社会教育施設との連携による学社融合を推進するとともに、外国人児童生徒受入事業を進めるなど、子どもたちの教育課題に応じた多様な学習メニューの開発を進めます。

また、本市における環境マネジメントシステムの導入に伴い、学校園における環境活動を推進するとともに、家庭と連携した環境教育に積極的に取り組んでいきます。

③ 子どもたち一人ひとりの個性や能力に応じた教育の推進

少人数指導、習熟度別指導、小学校低・中学年における35人学級や高学年における教科担任制の積極的な実施により児童生徒一人ひとりを伸ばす個に応じた教育を推進します。1クラスの学級人数については、35人学級の成果を検証したうえで、県教育委員会と協議しながら、今後の伊丹市におけるより少数の学級人数のあり方について研究を進めていきます。

さらに、ICTを活用した教育の導入や「ことば文化都市伊丹特区」の特性を活かし、伊丹市独自の「ことば検定」の実施などを通じ、子どもたちの能力を伸ばす取り組みを進めていきます。

④ 学習習慣の定着と読書活動の推進

子どもたちの学力向上には、学校での授業だけでなく、家庭学習のあり方が大きく影響します。そのため、宿題や課題を適切に与えたり、「サタデースクール」の活用等、家庭との連携や働きかけを強化するとともに、各学校での家庭学習に対する指導等を通じ、子どもたちの学習習慣の定着を図ります。

また、公立図書館との連携により、「伊丹市子ども読書活動推進計画」の着実な推進に取り組むとともに、「学校図書館のデータベース化」や「読書指導員の配置拡充と学校での効果的な活用」及び「朝の10分間読書の推進」等により、子どもたちが読書に興味を持ち、読書に親しむ習慣づくりに向けた取り組みを進めます。

⑤ 特別支援教育の推進

就学前においては、障害のある子どもたちは、乳幼児健診や保健師等の訪問、医療機関や保健所での相談を通じて、早期に発見され療育支援へと導かれています。

障害のある子どもたちを発見する場面となる相談体制の充実はきわめて重要であり、早期発見に続き、子どもの成長段階に応じた一貫した教育を行っていくためには、専門職の積極的な介入と継続的な関与に加えて、教育・福祉・医療・労働・関係機関の密接な連携が不可欠となります。今後、特別支援教育の推進に向け、LD、ADHD、高機能自閉症などを含めた障害のある子どもたちの相談支援体制の充実を図っていきます。

各学校においては、校内委員会の設置や特別支援教育コーディネーターを中心とした校内体制の充実に努めます。また、LD、ADHD、高機能自閉症等を含め、障害のある子ども一人ひとりの状況や教育的ニーズに応じた教育が行えるよう、学校における個別の指導計画にもとづく指導や、乳幼児期から就労までを見通した教育支援計画にもとづく教育的支援を進めます。

教育委員会においては、就学・就園指導の在り方を見直すとともに、通級による指導、さらには特別支援教室の設置を検討し、各学校園におけるインクルーシブな教育の実現をめざします。また、巡回相談等の相談機能の充実、スクールアシスタント等の人的支援の配置、学校と福祉・医療・労働等の関係機関による伊丹市特別支援連携協議会、養護学校から地域のニーズに応じた特別支援学校への転換と、特別支援教育にかかわる様々な環境整備を進めます。併せて、幼・小・中・高等学校教員の意識改革を徹底し、その専門性を高め、障害のある子どもに対する教育的支援の充実に努めます。

⑥ 幼児期の教育の充実

幼児期は、心情、意欲、態度、基本的な生活習慣など生涯にわたる人間形成の基礎が培われる極めて重要な時期です。幼児期の教育は、家庭との連携のもとに、子どもの発達の特徴を十分に理解した上で、一人ひとりの思いや願いを捉えながら、遊びを通しての幼児の自発的活動を大切にすることが、幼児の豊かな心と、健やかな成長を促します。

このようなことから、幼児期の教育においては、公立幼稚園の施設や機能を開放し、幼児教育に関する相談に応じるなど、地域の幼児教育センターとしての役割を担うとともに、子育て支援にも取り組んでいきます。

併せて、0歳児から就学前の子どもの保護者を対象に、親子遊びや子育て相談を行う地域子育て支援拠点事業（むっくむっくルーム事業・みんなのひろば事業）や地域子育て支援センター事業を今後も充実していきます。

幼稚園教育においては、公立幼稚園では、よりよい教育活動を展開するために、長期的に発達を見通した指導計画を作成するとともに、適切な援助ができるよう、教職員の協働体制をつくります。その他、園内研修の充実や適切な自己評価、自己点検を行い、社会の変化に対応した柔軟かつ特色を持った幼稚園運営を行います。

また、障害のある幼児の指導にあたっては、互いに認め合い支え合う人間関係をつくり、障害の種類、程度に応じた適切な指導を行います。

一方、私立幼稚園については、特色ある教育への取り組みなど、それぞれの園の自主性を尊重しつつ、幼稚園教育の振興に向けて、適正な支援に努めていきます。

さらに、家庭・地域社会・幼稚園がそれぞれの教育機能を発揮するために、「幼小連携のためのモデルカリキュラムの策定」や「合同研修会の開催」「幼稚園、保育所（園）、小学校等の関係者による連絡協議会の設置」「幼稚園と保育所（園）の合同活動の導入」等により、公私立幼稚園と保育所（園）、小学校とが連携を強化し、幼児の発達や学びの連続性を踏まえた幼児教育を提供することによって子どもの健やかな成長を支えていきます。

⑦ 魅力ある市立高等学校づくり

高等学校においては、国際化・情報化等の社会の変化に対応できる個性豊かな人材を育成し、魅力ある高校づくりを推進していきます。

伊丹市立伊丹高等学校（全日制）においては、進路実現ゼミナール・ステップアップサタデーやインターンシップを実施し、各教科・科目の目標を明確にしたシラバスを作成するとともに、「45分7時間授業」の具体的な検討・実施や高大連携教育による多様な教育プログラムの開発、グローバルコミュニケーションコース・商業科の改編、中学校のグローバルコミュニケーション科との連携など、特色ある教育課程の研究・導入を進めます。

伊丹市立高等学校（定時制）においては、将来への夢や希望、目標の持てる進路実現をめざす取り組みを進めるとともに、各種検定の合格などの多様なニーズに対応できる教育課程の編成、地域、学校及び生徒の実態、学科の特色等に応じた、新しい学校設定教科・科目の研究に取り組み、選択の拡大、「三修制」の充実をさらに図っていきます。

⑧ 新たな社会への対応力を育む教育の推進

ことばはすべての学びの基本となるものであり、ことばを通じて論理的に理解し、お互いの考えや気持ちを伝え合うことは、社会生活において重要な力です。しかし、ことばの力は自然に身につくものではありません。学校全体で意識的に取り組み、ことばを大切にする環境をつくる必要があります。そのため、子どもたちの意見を引き出し、教師と子ども、子ども同士が意見をつなぐ授業やできるだけ書くことを取り入れる授業を行うなど、「国語科」や「ことば科」だけでなく、すべての教科を通じて、子どもたちのことばの力を高める授業を行うとともに、「ことばづかいや敬語の使い方に気をつける」「読書習慣を育てる」など、学校の教育活動全体でことばの教育に取り組みます。

さらに、技術立国としての土台を支える理数教育の充実とともに、国際化に対応する人材を育成するため、小学校における英語教育の推進と、中学校における「グローバルコミュニケーション科」の内容の充実や小・中学校の連携を図ります。

(2) 豊かな心・健やかな体の育成及び健全な食生活の推進

問題行動の増加や授業妨害、授業の抜け出し、学級崩壊など、子どもたちの規範意識が問われる中、「学校教育に関する市民意識調査(平成17年度実施)」においても、子どもたちに社会のマナーや公共心を身につけさせるためには、「家庭でのしつけの強化」「地域の教育力の向上」に続いて、「学校・地域で体験活動を増やす」「道徳教育の充実」が求められています。また、いじめにより児童生徒が自らの命を絶つという痛ましい事件が相次ぐ中、学校において、教師と児童生徒、児童生徒間の好ましい人間関係を築くとともに、早期発見・早期対応が求められています。さらに、不登校の未然防止や、不登校児童生徒の学校復帰についても、早期の対応が重要となっています。

今後は、道徳教育や体験活動を充実するとともに、学習規律等に関する指導を徹底し、「豊かな心」を育む取り組みを進めていきます。

一方で、子どもたちの体力の低下が大きな課題となっています。各学校においては健康づくり、体力づくりに取り組むとともに、それを支える食に関する取り組みを一層推進し、心と体のバランスのとれた健やかな子どもたちの育成を図ります。

① 豊かな心を育む道徳教育・情操教育の推進

次代を担う児童生徒に、社会性や善悪の判断、人とかかわる力、生命の尊さ、優しさや思いやる心など「豊かな心」を育むために、学校における学習規律やマナー等に関する「伊丹版ルール集」を作成するなど、指導の徹底を図るとともに、「心の教育推進モデル校」の充実を図るなど、学校の教育活動全体を通して、道徳教育の充実に努めます。

特に、道徳の時間については、「心のノート」の活用や教材の工夫等により、心に響く授業を

展開していきます。

また、「わくわくオーケストラ教室」等、芸術文化活動を教育活動に位置づけ、豊かな情操を育みます。

さらに、「自然学校」「トライやる・ウィーク」等の体験活動や、「いきいき学校応援団」「町の先生」「子どもサポーター」等の外部人材の活用、10歳の子どもたちが自分たちの成長を振り返り、将来に向けてよりよく生きていこうとする態度を養う「2分の1成人式」の開催、子どもたちが地域の行事等に積極的に参加するなどの異学年交流や地域交流の中で、子どもたちの自尊感情や豊かな心を育む取り組みを推進していきます。

② いじめへの対応

本市においては、「いじめ緊急アピール - かけがえのない命を大切に - (平成18年度)」を発表し、子どもたちへ、先生方へ、保護者の皆さんへ、子どもたちを支えるすべての皆さんへと、それぞれに語りかけ、「命の大切さ」について呼びかけました。

また、いじめの防止については、教育委員会だけでなく、市の関係部局をあげて全市的な取り組みが必要なことから、市長を本部長とする「伊丹市こどものいじめ問題対策本部」を設置しました。

さらに、いじめ問題は、すべての市民力を結集して取り組む必要があることから、関係機関、関係団体等で構成される、「伊丹市こどものいじめ問題対策連絡会議」を設置し、情報の共有と効果的な施策の推進に取り組むとともに、連絡協議会の発展・拡充についても検討を進めます。

今後も、いじめの問題については、学校教育に携わるすべての関係者一人ひとりが、この重大性を認識し、「いじめは絶対に許されない」という認識のもと、いじめの兆候をいち早く把握し、その問題を隠さず、迅速に対応していきます。

また、スクールカウンセラーの全小・中・高等学校への配置や学校へのサポートチームの派遣等を進めていきます。

③ 子どもの問題行動への対応

問題行動に対しては、各学校において、家庭・地域・関係機関との連携のもと、「毅然とした対応」「共通理解に基づく対応」を進めるために、生徒指導の対応に関する基準を明確にします。また、「ゼロ・トレランス方式」にも取り入れられている「段階的指導」等の方法を参考にするなどして、学校内のすべての教職員が一丸となり、体系的で一貫性のある取り組みを進めていきます。また、「伊丹市生徒指導対策本部」や「生徒指導担当者会」を中心に、全市的な生徒指導体制の確立を図るとともに、中学校生徒指導ふれあい相談員の配置など人的支援を行います。

さらに、問題を抱える子ども等の自立支援事業についても国の動向を踏まえながら検討を行います。

また、問題行動が低年齢化する中で、継続性・系統性のある一貫した指導を行うために、9年間を見通した系統的なカリキュラムの作成等、小中連携教育を推進していきます。併せて学習意欲の低下等が問題行動等へと発展しないよう、わかる授業づくりや子どもたちの心の居場

所となる学級・学校づくりに取り組みます。

子どもたちの規範意識の育成には、まわりの大人（親・教師）が見本となり子どもたちに身をもって教えていくことが必要です。今後も、家庭・地域との連携と役割分担による協働体制づくりを進めます。

④ 不登校への対応

「伊丹市不登校対策本部」「不登校対策推進委員会」において、不登校問題についての現状や対応のあり方等について、協議検討をおこない「不登校の未然防止」や「再登校支援」に関する具体的な取り組みを行っていきます。

「不登校の未然防止」については、次のような対応を行います。

過去に不登校の経験のあった児童生徒の多くは、その後も継続して不登校になる可能性が高く、特に、中学校1年生の不登校生徒の半数以上は、小学校の時に不登校または不登校傾向であったという調査結果から、異校種間の連携を密にして、次年度への不登校に関する情報の引き継ぎを積極的に行っていきます。

また、この情報をもとに、学級編制を工夫し、不登校の経験のある児童生徒の欠席については、当初から家庭訪問の実施や関係機関との連携を図りながらチームとしてかわり、不登校生徒を出さないよう早期の対応に努めていきます。

さらに、学習のつまずきが原因で、欠席が目立ち始める子どもも多いことから、学習の基礎基本の徹底を図るとともに、単なる「居場所づくり」にとどまることなく、子ども同士や教師と子ども間の「絆づくり」によって自尊感情や自己有用感を育み、不登校の未然防止を図っていきます。

また、スクールカウンセラーや関係機関と連携した取り組みを進めるとともに、子どもサポーターやスクールアシスタントの配置を推進し、学校生活の支援を図ります。

「不登校児童生徒の再登校支援」については、次のような対応を行います。

教育相談体制の充実を図るとともに、「やまびこ館（適応教室）」「学習支援室（第2適応教室）」の運営やメンタルフレンドの派遣を継続実施していきます。さらに、「やまびこ館」をIT化することにより、通館生への学習支援や教育相談についての研究を推進するとともに、自宅にひきこもりがちな児童生徒に対しては、学校が学習支援や教育相談が行えるようにIT環境を整備していきます。

⑤ 子どもの健やかな体づくりの推進

たくましく生きるための基礎となる「健やかな体」を育成するため、「早寝・早起き・朝ごはん運動」を推進し、規則正しい生活習慣の定着を図ります。

また、保健体育賞や伊丹検定スポーツバッジ制度等の表彰制度の充実や自己管理を促すための「体力づくりカード」の作成により、自己の体力に関する関心を高め、健康づくりを進めます。次に、体力推進モデル校での研究成果を全教職員で共有し、指導力の向上を図るとともに、連合体育大会や水泳大会・マラソン大会など、市全体の体育的行事の推進など、教育活動全体を通じて、体力づくりを進めます。さらに、「新伊丹市生涯スポーツ振興基本計画（平成19年

度策定)」を踏まえ、生涯スポーツ社会の実現に向けた学校と地域の連携を一層推進します。

⑥ 部活動の推進

部活動は、自らの興味・関心を伸ばし、互いに協力し合って、友情を深めるなど、心身ともに子どもの発達にとって重要なものです。部活動の指導にあたっては、各学校の取り組みを尊重しながら、柔軟な運営を図るとともに、必要に応じて外部コーチや地域の人々の参加や協力を得るなど、部活動の活性化に努めていきます。

運動部活動においては、「部活動月間練習計画表」などを作成し、ゆとりの中で効果的な活動が行われるよう努め、生涯にわたってスポーツに親しむ素地を培っていきます。

文化部活動においては、文化祭、学習発表会などの芸術文化活動を充実し、教育活動全体の中に位置付け、生涯にわたって芸術・文化を愛好する心情を育て、感性を高め、豊かな情操を養っていきます。

⑦ 健全な食生活の推進

健康の源となる「食育」を幼児、児童生徒の発達段階を踏まえた「食に関する年間指導計画」によって推進し、「食に関する正しい知識理解」の定着を図り、「食を選択する能力」を育成していきます。また、「食育推進モデル校」を指定し、食に関する研究を進めていきます。

さらに、「親子料理教室」の開催や学校園が家庭・地域に対して、様々な食に関する情報を発信する中で、家庭・地域との連携を密にしながら、幼児・児童・生徒の「望ましい食習慣」づくりを推進していきます。

学校栄養教諭の配置については、県教育委員会に働きかけていくとともに、学校栄養職員の指導力の向上を図り、食に関する指導の充実に努めます。

また、「学校園における食育検討委員会」において、「伊丹市小学生・中学生及び保護者の食生活に関するアンケート調査（平成 18 年度実施）」の結果を分析・検討し、「伊丹市食育推進実践計画（平成 19 年度策定予定）」に活かしながら、各種施策の推進を図ります。

学校給食について、小学校給食では、栄養バランスの取れた食事の提供を行うとともに、食に関する指導の「生きた教材」として活用する必要があることから、内容の充実を図ります。中学校給食については、費用等多くの課題があり、引き続き検討すべき課題として、教育委員会で研究を進めていきます。

(3) 開かれた・信頼される学校園づくりと評価の推進

学校評価の導入と公開の促進、学校評議員制度の活用等により、地域や保護者の声を聞き、信頼される学校園づくりを進めていくシステムの構築に努めます。また、学校教育における地域人材の活用や授業の公開など、学校運営だけでなく、教育活動についても開かれた学校園づくりを推進します。

① 学校園情報の積極的な発信

教育方針、教育活動などの内容や成果を学校だよりや各学校園、市のホームページ等を活用してリアルタイムに公開し、保護者等への説明責任を果たすとともに、オープンスクールや授業公開についても取り組みを進め、保護者や地域住民の意向を十分に反映します。

また、これら各学校園の取り組みや伊丹市の様々な教育施策、教育活動を広く内外に発信するためのアピールリーダー活動を積極的に推進し「地域に誇れる学校」をめざします。

② 学校園運営への市民参画の促進と評価の推進

学校園運営においては、自律的・継続的な改善、充実を図るに際して、市民の学校園運営への参画を促進していきます。また、学校が保護者や地域住民に説明責任を果たし、情報や課題などを教職員と共有しつつ、その改善を進めていきます。

さらに、学校評議員制度を積極的に活用し、「町の先生」「いきいき学校応援団」の活用や、2007年以降の団塊の世代の大量退職を見据え、教職員OBや人生経験豊かな退職者の活用など地域住民の学校支援や学校運営への参画を促すとともに、教職員の地域活動への参加協力を含め、開かれた学校園づくり、地域に根ざした学校園づくりを進めます。

学校評価については、「学校評価ガイドライン」にもとづき、外部評価委員会を設置し、評価の実施、評価結果及び改善策の公表を積極的に推進していきます。評価項目は、できるだけ具体的な数値目標を掲げ、それを、達成または実現するための方策について明確に示していきます。

一方、全国的に一定水準の教育の質を保証する第三者評価の導入については、国の動向を見守りながら研究を深めていきます。

③ 安全・安心な学校園づくり

登下校時における事件事故発生への迅速な対応を図るため、「伊丹市教育委員会子どもの安全対策会議」において、市長部局、警察、家庭・PTA、地域の見守りボランティア等の関係機関・団体との連携を進め、防犯体制を整備します。また、市民に、「下校情報メール配信事業」「伊丹市メールマガジンシステム」「ひょうご防犯ネット」等への登録を働きかけるなど、情報ネットワークづくりを推進します。

さらに、学校園と通学路の安全点検を実施し、交通安全と防犯の視点で作成している各学校園ごとの「地域安全マップ」の見直しを、毎年、学校・家庭・地域で行い、各家庭に配布して、安全対策の向上を図ります。

校内の安全対策として、不審者の侵入を想定した「不審者対応訓練」「CAP講習」を毎年実施し、教員の危機管理能力並びに危機対応能力を育むとともに、「防犯対応マニュアル」の見直しを進めていきます。

また、幼児・児童・生徒の危機対応能力を育むため、「けがなどの事故」「犯罪被害」「地震、火事などの災害」などに対する対処法や回避法について、外部講師を招くなど工夫した「安全教育」を計画的に進めるとともに、危機管理の基本は「最悪を想定して、最善の対策を練る」ことにあることから、防災対応マニュアルの見直し等を進めていきます。

学校園における防犯設備の整備については、防犯ブザーの配付、刺す又、防犯スプレーなどの防犯器具の配布を実施しており、今後も引き続き、さらなる安全の確保を目的とした施設の整備、設備の充実を進めていきます。また、児童・生徒の通学通園の安全を確保するための新たな手法やシステムの導入について調査検討していきます。

(4) 教職員の意識改革と資質の向上

教育は、教師と子どもたちとの人格的ふれあいを通じて行われる営みです。教育の成否は、教職員の力にかかっているといても過言ではありません。市民が求める学校教育を実現するためには、子どもたちや保護者はもとより、広く社会から尊敬され、信頼される質の高い教師を育成することが不可欠となります。

優れた教師の条件とは、「教職に対する強い情熱」「教育の専門家としての確かな力量」「総合的な人間力」を備えていることでもあります。「授業力の向上」「生徒指導」等の研修に加え、「学校組織マネジメントシステム」の導入を図り、若手教員の指導力向上やミドルリーダー育成のための施策に取り組んでいきます。また、教師の自主的な教育活動やスキルアップに向けた取り組みへの支援を充実するため、総合教育センターの機能強化を図ります。

① 教職員研修の充実

本市においては、今後数年間、教職員の大量退職・大量採用時代を迎え、教職員の年齢構成のかたよりが一層顕著になることが予測されます。このような実態を踏まえ、実践力に優れた教員を養成していくために、総合教育センターを中心に、「トワイライト研修」をはじめ、教職のライフステージに応じた各種研修会の充実を図ります。

また、学校現場で教員集団のリーダーになる人材を育成するために「教師塾」等を開設し、校内研究体制の活性化に資する研修講座とします。

さらに、研究・研修機関として中心的な役割を担う総合教育センターに、コンサルティング機能等のシンクタンク機能を備えた「授業力向上(カリキュラム)支援センター」を設置するなど、「教職員の学びを支援する総合教育センター」へと機能強化を図ります。

各学校園においては、研修・発表の活性化を図り、教員が積極的に授業公開を行うなどにより、教員の授業力、指導力の向上に努めていきます。

② 教職員の意識改革

各学校園においては、校長のリーダーシップのもと、明確なビジョンに基づく学校園運営を推進していきます。

また、「教えるプロ」としての教職員の一層の意識改革を図るため、教職員の研修はもとより、適正な「教職員人事評価・育成システム」の運用、「フォローアップシステム」の実施、「学校組織マネジメントシステム」の導入等、学校が組織体として揺るぎない信頼を確立するための教職員の意識改革に努めていきます。

(5) 今日の課題に対応した幼児期・学校教育の推進

幼児数・児童生徒数の減少、家族の多様化や家庭環境の複雑化、また、児童生徒のライフスタイルの変化などの社会情勢の変化に対応するため、小学校・中学校・高等学校・特別支援学校における教育環境や幼児教育環境等の研究・整備を進めます。一方、障害のある幼児・児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な指導及び必要な支援が行なえるよう、特別支援教育の今後のあり方の研究を進めていきます。

① 今後の義務教育のあり方の研究

義務教育の一貫性、継続性を維持するため、幼稚園・小学校・中学校・高等学校間の連携強化に向けて、教師間の交流はもとより、系統的なカリキュラムの作成や通学区域の見直しも視野に入れながら研究・検討を進めます。このほか、いじめや部活動への対応も含め、児童生徒の一人ひとりの就学ニーズに対応するため、通学区域制度の弾力的運用を図ります。

さらに、2学期制や学校選択制および地域運営学校等についても、伊丹市の地域特性に応じたあり方の研究を進めていきます。

② 今後の幼児期の教育のあり方の研究

幼児期の教育については、幼児の年齢や発達状況に対応したきめ細かな教育の推進と幼児教育の水準の維持・向上を図るため、幼稚園教諭免許状と保育士資格を併せ持った教員を確保するとともに、特別支援教育体制の充実に努めます。

幼稚園教育については、これまで公私の幼稚園が切磋琢磨する中で取り組んできました。その中で、私立幼稚園については、早期の3年保育や預かり保育への取り組みなど、各園がそれぞれの特色を生かしながら、本市の幼稚園教育の一翼を担ってきました。

一方、公立幼稚園については、「1小学校区1幼稚園制」のもとで、2年保育による長年の研究成果をもとに、各園の特色を活かしながら安定した保育の提供に努めてきました。

今後の幼児期における教育については、学校教育審議会から予定されている答申にもとづき、教員一人あたりの適正幼児数、各園の適正クラス数等、適正規模・適性配置に向けた取り組みを進めます。

さらには、幼児数が減少傾向にある中、今後の公私幼稚園・保育所(園)、幼児教育施設の配置、設置状況を見据えるとともに、地域の実情を踏まえ、適正な幼稚園数の配置や、通園区域の適正化に取り組めます。

また、社会構造の変化にともない、保護者のニーズが多様化する中、幼児教育における公私の役割を明確にしなが、預かり保育や3年保育に加えて、福祉対策審議会と合同で、幼稚園と保育所(園)の機能を併せ持った「認定こども園」の設置等についての研究・検討を進めます。

③ 今後の市立高等学校のあり方の検討

市立高等学校の教育改革については、平成 17 年 3 月に学校教育審議会から「伊丹市立伊丹高等学校（全日制）を移転し、中等教育学校に改組すること」をはじめとする答申を受けましたが、今日の厳しい財政状況下で、様々な課題が山積しているため先送りにし、次期総合計画策定の中で検討することとしています。今後の市立高等学校のあり方については、県の「県立高等学校教育改革第 2 次実施計画」の動向を注視しながら検討していきます。

③ - 1 伊丹市立伊丹高等学校（全日制）

高等学校の入学者選抜制度については、総合選抜制度の改善・改革を要望する声が高まる中、県が進める複数志願選抜制度、特色選抜を含め、保護者や地域に対して周知、理解を図りながら、伊丹学区 2 市 1 町（伊丹市・川西市・猪名川町）が連携しながら、新しい時代に対応した選抜制度の検討を進めていきます。

さらに、併せて、生徒が「高校でこんなことを学びたい」と目的を持って学校選択できるよう、市立高等学校の特色化を進めていくとともに、生徒の学校選択幅を拡大するため、学区・通学区域の拡大について県や市立高等学校を設置している他市と連携しながら検討していきます。

③ - 2 伊丹市立高等学校（定時制）

市立高等学校の全日制と定時制の分離については、生徒一人ひとりの個性や学習ニーズ、多様なライフスタイルに対応していくために、多部制単位制高等学校の新設による定時制高校の再編を県へ要望するとともに、伊丹市立高等学校の県立移管について、県と協議していきます。

④ 情報メディア教育と学校の情報化の推進

飛躍的に進む情報化の中で、ICT を活用したわかる授業の創造、校務の ICT 化を含む、学校環境の整備と開放、ICT による学校の広報活動の活性化や地域との連携など、時代に即した学校の情報化を進めていきます。

ICT の活用は授業において、児童生徒の理解や創造性を高める効果があると報告されています。今後は各校で中心となって ICT 活用を進める教育情報化リーダーを育成するとともに、その指導のもとに各教員が互いに理解し、その方法を伝え合い、学校全体での活用を促進することで、「教室で」「教員が」「教科等の学習を」「児童生徒にとってよりわかりやすく展開するために」ICT を活用した授業を進めていきます。

また、様々なメディアとあふれる情報の中、情報を取捨選択し的確に利用できるメディアリテラシーの育成と、NIE 等の実践を通して個々のメディア活用の深化を図ります。さらに、情報化にともなう陰の部分への対応についても、各校における情報教育カリキュラムの中に、情報モラル指導を位置づけ、情報社会に参画する上での望ましい態度や人権への配慮などについて、学校生活のあらゆる機会をとらえて情報モラル教育を推進していきます。

⑤ キャリア教育の推進

今日の雇用形態や若者の職業に対する意識の変化等にもなあって、フリーターやニートの増加が大きな社会問題となっています。

子どもたちが夢や希望・目標を持ち、その実現に向けて努力することは、学習意欲の向上にもつながります。小学校においては、社会見学などの体験活動を通して、職業についての理解を深め、中学校では、「進路学習ノート」の活用や、「トライやる・ウィーク」「オープン・ハイスクール」などの体験的な活動を充実します。

さらに、高等学校においては、「企業や職業体験施設などでのインターンシップ」を活用します。また、大学、専門学校と連携して、大学や専門学校におけるインターンシップを推進していきます。

今後も、小・中・高等学校を通じ、組織的・系統的なキャリア教育に向けて指導方法の工夫・改善を行います。

⑥ 伊丹養護学校のあり方の研究

障害のある児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な指導及び必要な支援を行なう特別支援教育の推進に向け、伊丹養護学校に専門性の高い教員（特別支援学校教諭免許状の取得者）を配置し、センター的な役割を担うとともに、伊丹市として地域のニーズに合致した特別支援学校のあり方についての研究を進めます。

（6）幼児期・学校教育における人権教育の推進

幼児期・学校教育における人権教育の推進は、人格の形成に大きな影響を与えるとともに、人権尊重の社会を築くための中心的役割を担っています。

そのため、伊丹市では、「人権教育のための国連10年」伊丹市行動計画（平成13年度策定）や「伊丹市人権教育基本方針（平成18年度制定）」にもとづき、一人ひとりの子どもたちが、人権尊重の意義や重要性について理解を深めるとともに、自分の大切さ、他の人の大切さを認めることができるように、また人権尊重の精神が生活の中で態度や行動となって現れるように学級・学校づくりを進め、豊かな人間性を育てていきます。

① 子どもたちへの人権教育の推進

各学校園においては、一人ひとりの子どもたちに活動や体験を通して、子どもたちの人権意識を高めるため、次の3点に取り組みます。

- ア 自他の生命を大切にすることを育むとともに、自尊感情と寛容の精神が培われるよう、幼児・児童・生徒の発達段階に応じた資料を活用するなど、指導の工夫に努めます。
- イ 各教科や道徳、特別活動、総合的な学習の時間など全教育活動を通して、権利と義務の関係や人権の概念についての認識と歴史についての理解を深め、差別や偏見の誤りに気づく力を育むよう努めます。
- ウ 幼児・児童・生徒一人ひとりが、かけがえのない存在として、お互いの個性を認め合い、生き生きと自己を表現し、人権を尊重する言動を日常のものとしてできるような学級・学校づくりに努め、人権課題の解消に向けた意欲や態度を育み、技能を習得できるような学習を計画し、豊かな人間性を育むよう努めます。

② 人権教育推進のための指導力の向上

教職員は、自らが啓発者であるという認識に立ち、人権に関する様々な現代的課題並びに歴史的な経緯についての正しい知識の習得に努め、子どもたちの技能と態度を育成するための「ロールプレイ」「ディベート」をはじめとした参加体験型学習など、多様な学習方法の指導法を習得し、指導力の向上に努めます。

また、懇談会、学級・学校通信、家庭訪問、学校行事、研究会など、あらゆる機会を通して、保護者をはじめ地域社会への啓発に以下の4つの方向を体系として取り組みます。

- ア すべての人に対して、とりわけ差別や偏見などによって十分に学ぶことができない人に対して、学習機会の提供に努め、自己実現を支援します。(人権としての教育)
- イ 生命の尊重や人権の概念と価値についての認識を培い、すべての人の人権が尊重される社会を築いていこうとする意欲や態度の育成を図ります。(人権についての教育)
- ウ 人権尊重の理念にもとづいて、人と人とが豊かに共生していくために必要な資質や技能の育成を図ります。(人権を尊重した生き方のための資質や技能を育成する教育)
- エ 教育指導や学習の環境が、学習者の人権を尊重したものとなるよう「児童の権利に関する条約」等の趣旨も踏まえ、その整備に努めます。また、子どもたちの育成にかかわるすべての教育関係者の人権意識が高まることにより、子どもたちが生活の中から人権尊重の精神や自尊感情を育んでいくことを真摯に捉え、教職員の人権意識の高揚に資する研修・研究活動に取り組むための校内体制の整備・充実に努めます。(学習者の人権を大切にした教育)

2. 家庭・地域・社会教育について

【将来的な方向性】

少子化や家族の多様化、また、人間関係の希薄化等の進展により生じた諸課題の解決のためには、保護者への学習機会の提供などの家庭教育の充実はもとより、関係者の協働により、家庭を支える地域の教育力の向上を図っていく必要があります。また、長寿社会の進展、「2007年問題」等への対応に向けては、市民ニーズにもとづく多彩な学習・活動メニューの提供など、社会教育の充実を欠かすことはできません。

家庭・地域・社会教育における、市民一人ひとりの自発的な意志にもとづいた学習や活動は、個々人の生活に「生きがい」や「うるおい」、そして「新たな自己・新しい社会の発見」などをもたらします。また、このような学習や活動の普及は、家庭や地域、社会でのコミュニケーションや人間関係の深化に役立つとともに、地域課題の解決にも好ましい影響を与え、市全体の元気度のアップにも大きく貢献します。

市民の自発的・主体的な学習や活動の支援に向けては、学習・活動環境の整備・充実に取り組む必要があります。具体的には、第一に市域に存在する施設、事業、文化財、人材など多彩な学習資源を把握し、その情報を求める人に、的確にわかりやすく提供できる体制をつくること、第二に、多彩な学習ニーズに対応するため、様々な事業主体とのネットワークの構築や、市民が主体的に立ち上げる講座等を支援し、その数を増やしていくこと、そして第三に、学びの成果や自己の経験を地域や他者の学びに活かす仕組みづくりや、今日的課題に対応した社会教育施設のあり方を検討することなどがあげられます。

なお、学習・活動メニューの内容や提供策については、社会情勢や市民ニーズなどの時代の要請に即して適宜修正を加えるなど、その時々適切な対応策を講じていく必要があります。

(1) 自発的な学習を支援する社会教育環境の整備

自発的な学習や活動に取り組むことで、市民が生きがいを見だし、心の豊かさを培い、自己実現を図ることができるよう、学習資源情報の収集と提供、多様な実施主体とのネットワークの構築と市民参画型講座の運営支援、学習成果の還元方策、社会教育施設のあり方など、各方面から社会教育環境を整備します。

① 市民の主体的な学習や活動の支援

学習や活動に必要な様々な情報を収集し、社会教育施設をはじめ、大学等の教育機関、民間企業、NPO等地域活動団体など、多様な事業実施主体との連携を図ることで、市民が必要な情報を的確に入手できるための環境整備や、効率的・効果的な事業実施に努めます。

また、地域資源である歴史・人材・施設を積極的に活用した学社連携事業の実施など、いわゆる「2007年問題」等の時代の要請や市民ニーズに対応した学習・活動機会の提供に取り組みます。さらに、市民の主体的な学習・活動関連講座等の企画・実施を支援します。

① - 1 市民ニーズに応える関連情報の収集と提供

市民の学習や活動を一層促進するため、各種団体、地域の人材、自然環境や文化財などの地域資源、講座やイベント、市民が利用できる施設など、学習や活動に関連する情報の収集を推進し、それをホームページや紙媒体など、より市民に利用しやすい方法で提供できるよう、諸環境の整備を図ります。

① - 2 多彩な事業提供に向けたコーディネート機能の強化

多様化する市民ニーズに可能な限り対応していくために、社会教育団体、市民団体、NPO等の市民による講座等の実施を支援することに加えて、教育機関、社会教育施設、行政機関、企業とも連携を図るなど、市民の求める講座等の創出につながるコーディネート機能を強化します。

① - 3 地域資源を活用した学社融合教育の推進

自然・歴史・文化・人材といった地域資源を積極的に活用した実習・体験講座などの学社融合教育を推進することで、子どもたちが身につけるべき社会性・公共心・道徳心などの習得を支援するとともに、学習や活動への参画を通じた地域の一体感・絆の醸成を図ります。

② 学習や活動の成果を活かす仕組みづくり

「2007年問題」等を踏まえ、これからの生涯学習は、学習・活動機会の整備・充実とともに、学習成果を活用することが重要です。そのため、市民の学習・活動の成果や知識・経験を、単に個人に留めることなく、様々な形で地域や他者の学びに活かすことのできる人づくり・仕組みづくりを進めます。また、学習や活動を「縁」とした地域づくりを支援します。

② - 1 学習成果や経験を活かす仕組みづくり

地域や学校、社会教育施設等と連携し、ボランティア指導者や生涯学習リーダーの養成や発掘、そして登録の充実を図るとともに、「教えたい」「教わりたい」ニーズを把握し、両者のマッチングを図るコーディネート機能を充実させることで、「教え・教わる」講座の企画・実施・充実につなげます。

② - 2 学習を通じた地域づくり

地域における人間関係の希薄化の解決に向け、従来からの「地縁」に加え、学習を基盤とした新たな「知縁」による地域の一体感づくりも重要です。

そのため、関係部局・団体との連携のもと、学習を基盤とした地域の問題解決活動などの、地域の求心力を高め、地域の絆を育む学習・活動の実施を支援します。そして、市民の自発的・公共的な活動を基盤とするCSO（市民社会組織）づくりにつなげます。

③ 社会教育施設等の効果的活用

今日的課題や市民ニーズに対する認識を共有し、多彩な社会教育施設等を有するメリットを市民生活に最大限に還元・活用するための方策を検討します。

具体的には、各社会教育施設が、市民の参画・協働、活動を支えるサポーター組織づくり、2007年問題への対応、効果的な事業PRのあり方などについて取り組みを深めながら、各々の事業を企画・実施していきます。また、柿衛文庫、美術館、アイホール、アイフォニックホール、工芸センター、伊丹郷町館、昆虫館、こども文化科学館など、個性的な施設群との連携による社会教育施設の振興に資する事業の実施や、より一層の利便性、機能性、快適性等の向上にむけた施設のリニューアルの検討、また博物館・図書館協議会、社会教育委員の会のあり方についても、その統合も視野に入れ、研究を行っていきます。さらに、市民向けに特化した事業や優待制度の実施・拡充などを検討します。そして、これらを着実に推進するため、生涯学習推進本部における検討・議論を活性化し、その機能がより発揮できるよう努めます。

なお、指定管理者制度については、導入施設に対する管理運営の検証と適切な指導・監督を実施するとともに、他施設への制度導入について研究・検討を進めます。

③ - 1 公民館

地域住民の交流の場、学びの場、創造の場としての公民館の基本的な役割は、市民の主体的な学習を促し、支援する体制を整備することであり、市民との協働・連携による施設の運営を図りながら社会の要請や市民ニーズに対応した生涯学習の推進を図ります。

具体的には、市民や時代のニーズに応じた多様で魅力的な学習機会の提供 人権、環境、少子高齢化等社会性や公共性の高い現代的・社会的課題の解決につながる学習機会の拡充 多様化・高度化した市民ニーズに対応するため、大学等の高等教育機関や民間事業者、NPO等との連携の強化 超高齢社会の到来を見据えた中高齢者の生きがいづくりや2007年問題といわれる団塊世代の「生きがいづくり・社会参加」支援等新たな課題への積極的対応 地域の教育力の活性化をめざした各種生涯学習ボランティアの養成 学習成果の活用に向けた発表機会の充実や、学んだことを地域で活かす仕組みづくりを推進します。

このような生涯学習推進の中核的な役割を果たすことにより、生涯学習参加者の裾野の拡大を図り、市民一人ひとりが自主的・主体的な学習を通じて、時代の変化に的確に対応し、様々な課題を解決し、潤いと生きがいのある充実した人生を営むことができるよう支援します。

また、少子高齢化が急速に進む中、「次代を担う青少年の生きる力」を育む地域づくりに向けて、学校との融合や地域との連携を図りながら各種体験活動の機会や場を提供し、青少年の居場所や異世代交流の場としての役割を果たします。

さらに、運営については、市民の参画と協働の組織である「伊丹市公民館事業推進委員会」の充実を図り、時代の要請に的確に対応しながら、市民主体・市民が主役の生涯学習を推進します。

③ - 2 図書館

高齢者の余暇時間の増大や市民の参画と協働の進展などによる地域の課題解決への要求、さらには子どもたちの文字活字離れや言語力の低下に鑑み、言語力を高め思考力を養うばかりでなく、感性豊かな心を育み、家庭教育にも貢献する読書活動の推進など、今後の社会情勢の変化にともなう多様な生涯学習ニーズに的確に応え、地域の情報拠点として役立つ図書館を実現していきます。

本館を核とし、分館・分室を含めた総合的な機能の向上をめざし、図書館の電子化及びハイブリッド化、図書・資料やレファレンスサービスの充実、大学図書館や学校図書館との連携、物流メールシステムなどの基本的機能と、図書館ネットワークの強化・充実を図ります。

また、「伊丹市子ども読書活動推進計画(平成18年度策定)」にもとづき、ブックスタート事業の充実や児童のための図書館機能の充実、学校との連携協力を図り、子どもの読書活動を推進するとともに、伊丹にゆかりのある文人・偉人などの図書・資料を積極的に収集するなど、特色ある資料提供に努めます。さらには、地域の課題解決に向けた資料や情報の提供が行えるよう、支援機能の充実に取り組み、地域に根ざした図書館として市民の主体的な生涯学習を支援していきます。

図書館ネットワークの強化に資するため、ネットワークの中核施設にもかかわらず、手狭で、機能拡張を図っていくことが物理的に困難となりつつある図書館本館については、社会教育施設(新図書館)等整備計画策定懇話会答申を踏まえ、中心市街地における歴史・文化の情報発信機能や交流機能を備えた、新図書館等「ことば文化都市伊丹」の拠点施設の整備に向け、市民の意見を聴きながら取り組んでいきます。

③ - 3 博物館

市民の一人ひとりが、郷土伊丹に対して愛着や誇りが持てるよう、また市民の郷土学習や伊丹固有の歴史文化遺産を活かしたまちづくりを推進するため、「新・伊丹市史」編纂に向けての資料修史事業を推進します。また、新図書館等「ことば文化都市伊丹」の拠点施設整備に向けた取り組みの中で、デジタル・アーカイブス機能を付加するなど、伊丹の歴史・文化に関する情報発信機能の充実に向けた研究を進めます。一方、「旧村シリーズ展」等の季節ごとのテーマ展や企画展等を活用し、地域住民、学校との連携・協働による博物館事業を推進します。

さらに、子どもから高齢者までが利用しやすいよう、老朽化した展示ケースやエレベーター、照明等の設備の更新を計画的に行うとともに、展示内容も幅広い年代層に理解されるよ

うに改善し、市民の郷土学習や文化的余暇活動の場としての利用度を高めます。

③ - 4 生涯学習センター（ラストホール）

市民が文化・学習活動を通じて教養や趣味の幅を広げ、人間性を高めることができるよう、子どもから高齢者まで幅広い世代に利用される生涯学習の拠点施設として充実を図ります。

具体的には、市民による市民のための活動の推進に向けた「地域リーダーの育成・支援」、ホール事業のノウハウを活用した、アーティストと地域をつなぐ「小学校ワークショップ」や「出前講座」の充実、さらに、演奏、演技、クラフトなどの表現・創作活動の振興のための講座や、展覧会等の発表機会の充実・強化等に重点的に取り組みます。

また、従来の「芸術文化鑑賞事業」や「講座・教室事業」「フィットネス事業」等についても、高齢化の進展、「2007年問題」、ライフスタイルの変化など、その時々の実現的な課題や、多様化する学習ニーズに対応し、常に市民にとって魅力ある事業実施に努めることで、市民の自主的な学習・活動を支援していきます。

さらに、中央公民館や北部学習センターなど関係施設との相互連携を進め、事業内容や関連情報等の共通理解を深めることで、市民にとってより効果的でわかりやすいサービスの提供につなげます。また、図書館事業についても、本館との連携をさらに強化し、市民の読書活動推進の一翼を担います。

③ - 5 北部学習センター（きららホール）

地域の生涯学習の拠点施設として、また幼児、児童、生徒の健全育成の場として、「文化・学習活動の推進」、「学習情報の提供と学習活動の支援」、「児童・青少年の健全育成」、「読書啓発の推進」の4つの重点目標を掲げ、地域住民の積極的な参画・協働を得ながら、公民館・児童館・図書館の3つの機能を併せ持つ利点を最大限に活かした幅広い事業を展開します。

具体的には、図書館本館との緊密な連携のもと、児童館に来館する乳幼児・児童に対する読み聞かせや、読み聞かせボランティアの育成などの読書活動推進事業の実施、児童・生徒の放課後や休日の活動の受け皿となる講座・教室や軽スポーツの場の提供、また、地域住民の生きがいづくりや社会参加の推進にむけて、市民ニーズや現実的課題に対応した講座やイベントなどを提供するとともに、学びや活動の成果を広く市民に発表できる場の設置にも取り組みます。

さらに、中央公民館や生涯学習センターなど関係施設との相互連携を深め、市民の利便性の向上と事業内容の充実を図ります。

(2) 文化財の保存・継承と活用

本市には、国指定文化財の有岡城跡・伊丹廃寺跡・旧岡田家酒蔵や、県指定文化財の御願塚古墳・旧石橋家住宅・昆陽寺山門、県指定無形文化財のむぎわら音頭など、数多くの文化財が存在しています。地域の歴史を物語るこれらの文化財を活用し、「文化財からのまちづくり」を進めるため、「文化財の価値について啓発する」「市民自らが文化財を保存・継承・活用する」ことを目標とした事業を関係団体と協働して進めます。そして、市民参画型の文化財保護・啓発事業、学社融合の視点にたった教育活動、文化財をガイドするボランティアの育成、文化財情報の発信、文化財の保存・整備と研究などの事業を進めて、「わが町 伊丹」を愛する心を育てるとともに、地域の間人関係を広げ、深めることをめざします。

① 「歴史・文化が醸し出す伊丹ロマン事業」の実施

県の文化財保護強調月間（11月）に、社会教育課、博物館、公民館、図書館と文化財保護関係団体が協働したフェスティバル事業を行い、文化財関係団体のネットワークづくりに努めます。具体的には、企画展示や歴史講座、伊丹に関係する書籍・資料の展示、伊丹郷町館・ラストホール・きららホールでの埋蔵文化財の展示、文化財の案内・解説、無形文化財保存団体による公演などの事業を行います。その他、発掘調査現地説明会やむぎわら音頭・撰津音頭講習会などの啓発事業を行います。

② 地域の文化財を活用した教育の推進

学齢期から文化財に興味・関心をもてるように、歴史と伝統文化の「体験学習プログラム」を小学校高学年から中学校の歴史学習まで広げ、学社融合の視点にたった歴史学習の推進に努めます。また、地域の文化財を活用した学校園への出前講座を進めます。さらに、文化財を愛護する心をもつ青少年の育成に努めます。

③ 文化財を保存・継承する団体の支援

文化財からのまちづくりを進めるには、文化財を愛護する心を持ち、継承する活動に携わる市民が増えることが大切です。現在、市内には有形・無形文化財を保存・継承する団体が11団体あり、それぞれ、文化財のガイド、史跡公園の清掃、伝統的な踊りの練習や講習などの活動を行っています。これら市民の自主的な活動は、地域の間人関係を広め、深めることにつながり、市内外へ伊丹の歴史・文化をアピールする役割も果たしています。このような団体の活動をホームページやリーフレットなどで紹介するほか、活動費の補助、学習成果の発表の場や再研修の機会の充実などにより、活動内容の向上に努めます。また、活動拠点の整備も検討していきます。

④ 新たな拠点からの情報発信

平成 20 年に全域オープンを予定している伊丹スカイパーク内の歴史体験学習施設や岩屋遺跡の「堰」遺構復元模型などを活用して、伊丹の古代を体験的に学習できる事業を実施します。また、市民の意見を聴きながら新図書館等「ことば文化都市伊丹」の拠点施設整備に向けた取り組みを進める中で、発掘調査に伴う出土遺物・遺構の効果的な展示方策や、伊丹の歴史・文化に関する情報を収集し、全国に発信できるデジタル・アーカイブス機能の付加について研究を進めます。

⑤ 文化財の保存・整備計画

新たな市指定文化財の指定について、文化財審議委員会で検討します。また、史跡・文化財の良好な維持管理に努め、解説板を整備します。岩屋遺跡の「堰」遺構復元模型を現地に設置するほか、口酒井遺跡などの整備計画（公園化・学習施設化等）や出土品の保存・活用策等の検討も行います。さらに、開発にともない急増している埋蔵文化財の確認調査・本調査に適切に対処し、出土遺物の整理や報告書刊行を進めます。

(3) 生涯スポーツの推進

スポーツには「する」楽しみ、「みる」感動、「ささえる」喜びがあります。市民の一人ひとりがスポーツにふれあい、いきいきと生活することで、健康・体力づくりのみならず、社会性の向上や仲間づくりを通して地域コミュニティの形成や安全・安心のまちづくりにもつながります。このことを踏まえ、「新伊丹市生涯スポーツ振興基本計画(平成 19 年度策定)」にもとづき、生涯スポーツ社会の確立に向けて、「だれもが・いつでも・どこでもスポーツとふれあえる環境づくり」「健康の維持増進を図る体力づくり」「競技レベルの向上」「地域の特色を活かしたスポーツ振興」を本市のスポーツ推進指針の四本柱に位置づけ、心身ともに調和のとれた人づくりに努めます。

① だれもが・いつでも・どこでもスポーツとふれあえる環境づくり

スポーツは、する・しないを含めて個人の自発意思にもとづく自由な活動です。しかし、健康な人づくりや明るく活気に満ちたまちづくりのために、極めて重要かつ効果的な要素の一つといえます。

そのため、市民のだれもが、各々のライフスタイルやライフステージに応じて、いつでも・どこでも・気軽にスポーツ活動が行えるよう、新たな生涯スポーツプログラムの編成や、学校教育に支障のない範囲内での学校の施設開放の拡大など、スポーツ人口の裾野を拡大するための環境整備を進めます。

① - 1 地域スポーツクラブ 21 の活動支援

指導者養成講座の開催や先進クラブの視察研修の実施などで、クラブの拡充と活動を支援し、「スポーツを通じた異世代交流と地域コミュニティの形成」を推進します。

また、スポーツクラブ 21 の持続的かつ安定した事業運営を支援するためには、それぞれのクラブ間の情報を交換し合い、お互いにレベルアップしていくことが重要です。そのため、各クラブの特色を活かしながら、クラブ間の連携を図るネットワークづくりを推進します。さらに、学校や地域等関係団体が連携し、全体でクラブを応援していく仕組みづくりとともに、今後のありかたについての調査研究に取り組みます。

① - 2 生涯スポーツプログラムの編成と環境整備

「社会教育に関する市民意識調査（平成 18 年度実施）」の結果や、これまでの施策・事業を検証し、老若男女を問わず、すべての市民ニーズに応えるため「楽しむスポーツ」「健康づくりのためのスポーツ」「技術レベル向上のためのスポーツ」などを網羅した生涯スポーツプログラムを編成します。

また、バリアフリーにも十分配慮しながら、既存のスポーツ施設の拡充や整備を進め、学校校庭の芝生化や夜間照明の導入の検討、河川敷広場の確保、学校の施設開放の拡大などを進めるとともに、在宅で、あるいはインターネットや図書など、様々な場や媒体を通じてもスポーツに接することができるよう研究します。

② 健康の維持増進を図る体力づくり

すべての市民がそれぞれの余暇・年齢・体力・技術等に合わせて、また、それぞれの目的に応じてスポーツ活動に親しむことができるよう、スポーツ指導者に関する情報提供や派遣体制等を再整備します。また、ライフステージに即した健康づくりができる指導者の育成・確保や地域スポーツ団体等との協働のもと、健康の維持・増進につながる事業を展開します。

② - 1 指導者に関する情報提供システムと派遣体制の整備

スポーツ指導者登録制度を再整備するとともに、インターネット等で検索できるシステムを構築します。また、団塊の世代の指導者への活用を図るため、指導者養成にも努めます。指導者の派遣にあたっては、その指導・サービス内容に応じて有償派遣制度の導入も検討します。

② - 2 指導者の資質向上をめざした講習会・研修会の開催

既存のスポーツリーダー養成講座の内容を精査し、安心してスポーツに親しみ指導できる環境づくりのため、スポーツ医学・科学、あるいはスポーツ事故に対応する法律知識など、技術指導だけにとどまらない、総合的な講習会・研修会を開催します。

② - 3 体力づくりイベントの充実

市民スポーツ祭や健康フェア、高齢者運動教室など、地域の多様なニーズを踏まえ、体力づくりイベントのさらなる充実に努めます。

② - 4 子どもの体力向上

子どもの体力低下を改善するため、学校・園と連携し、子どもの体力向上の重要性を学校・家庭・地域に広くアピールし、子どもの体力低下傾向に歯止めをかけ、体力の向上に努めます。

具体的には、伊丹生まれのニュースポーツ「いたっボール」の学校対抗大会の開催などを働きかけ、楽しみながら体力向上につながる事業の導入を研究します。

③ 競技レベルの向上

市内在住・出身のアスリートの、全国大会や国際大会での活躍は、市民に夢と希望や大きな感動を与え、スポーツに対する興味・意欲をもたらすとともに、スポーツ愛好家の技術向上意欲を刺激します。このことから、全国的に活躍できる様々な選手を育んできた風土を大切にするとともに、地域スポーツ団体や企業の協力を求めながら、全国大会や国際大会で活躍できる、地元出身アスリートの輩出につながる環境づくりに努めます。

③ - 1 施設設備の充実・確保

全国規模の大会や公式競技大会の開催に向け、伊丹スポーツセンターの施設設備の充実に支援するとともに、民間施設の活用についても調査研究します。

③ - 2 一貫した指導体制の整備と講習会・研修会の開催

ジュニアからトップレベルまで、一貫して指導できるコーチングスタッフの養成や、スポーツ医学・科学や専門技術育成の講習会・研修会の開催について調査研究します。

④ 地域の特徴を活かしたスポーツ振興

わが国の三大私設道場のひとつである「修武館」を擁し、本市が技術的にも全国に誇りうる武道競技である「なぎなた」や、伊丹生まれのニュースポーツ「いたっボール」等、伊丹ならではの地域資源をスポーツ振興の観点から広くアピールするとともに、青少年の健全育成にもつなげます。具体的には、引き続き「全国高等学校なぎなた選抜大会」を開催するほか、「いたっボール」学校対抗大会の開催に向けて取り組みます。

(4) 家庭・学校園・地域等の協働による教育の推進

子どもは、社会の宝です。子どもに対しての教育は学校だけでなく、家庭、保護者が責任と自覚を持って取り組むことが重要です。しかし、家族の多様化など社会状況の変化によって、個々の家庭だけで家庭教育に取り組むことが難しくなっている状況といえます。そのため、家庭の教育力の向上はもとより、地域全体で家庭教育を支援する体制の整備を図ります。

一方、都市化の進行や地域社会における人間関係の希薄化、家庭・地域の教育力の低下等により、いじめ、非行、問題行動、規範意識や公共心の低下等が顕在化しています。地域の中で子どもたちが、安心して健やかに、かつ、社会の一員としての自覚を持って成長するよう、P T C A（家庭・学校園・地域）や関係機関・団体などが一体となって、地域の教育環境づくりに努めていきます。

① 家庭教育の推進

子どもに対する教育のはじまりの場である家庭教育の再生を促すため、「第3次家庭教育推進計画（平成18年度策定）」にもとづき、保護者への学習機会の充実や家庭教育に関する相談体制の充実を図ります。また、子育て家庭を地域全体で支えるネットワークの構築を進めるとともに、市民・地域との協働による家庭教育支援を進めます。

① - 1 家庭教育の再生

子どもの発達段階に応じた学習の場を提供する「草の根家庭教育推進事業」や「家庭教育出前講師派遣事業」「家庭教育アドバイザー事業」などを推進し、保護者への学習機会・相談体制の充実を図ります。また、草の根家庭教育推進事業の4か月児健診時家庭教育支援では、図書館のブックスタート事業と連携し、絵本を介して親子の心のふれあいを持つ機会の充実に努めます。

さらに、家族の絆を深める機会を提供する「『家庭の日』だんらんホリデー事業」を推進するとともに、親子で学び、活動する「親子塾」や「親学講座」の開設を検討するなどして、保護者としての責任感と自覚の醸成を促進します。

① - 2 市民・地域ぐるみの家庭教育支援

子どもは社会の宝という意識のもと、市民・地域の参画と協働により、家庭教育を地域ぐるみで支援する「家庭・子ども支援地域ネットワーク推進事業（すこやかネット事業）」や、市民の参画と協働のもと「『家庭の日』だんらんホリデー事業」を推進します。また、家庭教育ボランティアの登録や活動の促進、市民委員会である「家庭教育推進連携支援委員会」の充実、そして、関係機関・団体等とのネットワークの拡充や支援体制の整備を図ります。

① - 3 次世代の育成に向けた環境の整備

子どもたちに安心・安全な遊び場を提供する「子どもの居場所づくり事業」を地域との連携のもとで実施し、子どもたちの健全育成を図ります。また、「児童くらす事業」の充実を図る一方で、新たに、すべての子どもに対して安全で健やかな活動場所を確保する「放課後子ども教室推進事業」を地域等との連携のもとに実施し、総合的な放課後対策の推進を図るなど、次世代育成のよりよい環境づくりに努めます。

① - 4 家庭、地域との連携による基本的な生活習慣の確立

家庭、地域、学校園・保育所（園）等との連携のもと「早寝・早起き・朝ごはん推進事業」を展開し、子どもたちに基本的な生活習慣の確立を促すとともに、家庭・地域の教育力向上を図ります。

② 心豊かな青少年の育成の推進

青少年の異年齢交流や地域の異世代交流による活動を促進し、個性を伸ばしながら、思いやりの心や創造性、社会性を培うなど、青少年の健全育成を図るため「子ども施策地域推進事業」などを推進します。また、豊かな自然の中で、子どもたちがのびのび活動できるよう、阪神7市1町及び丹波2市で構成された「丹波少年自然の家」の計画的な施設改善と利用促進に努めます。

さらに、都市化の進行による深夜徘徊などの青少年の行動の変化に対応するため、関係機関・団体等との連携のもと、街頭補導の強化に努めます。

② - 1 青少年団体との連携と活動の支援

地域活動や文化・スポーツ活動などへの取り組みを通じて青少年の健全育成に取り組む団体の活動を積極的に支援し、連携を深めます。

② - 2 少年愛護活動の推進

少年愛護活動に取り組む関係機関・団体等との連携のもと、相談・広報の強化、少年補導委員の増員、「夜間特別補導」「量販店特別補導」「量販店青少年対策会議」「青少年有害環境実態調査」を効果的に実施し、万引きや深夜徘徊などの問題行動への対応を図ります。

③ P T C A（家庭・学校園・地域）の協働

人間関係の希薄化や家族の多様化など、子どもたちを取り巻く社会環境は日々変化し続けており、子どもの健全育成や安全の確保などが大きな課題となっています。

P T Aは、「地域で子どもを守り育てる」ため、地域行事への参加や安全パトロールの実施などを通じて、学校だけでなく地域の人々ともネットワークを構築しています。これからも、P T C A（家庭・学校園・地域）が相互理解を深め、「参加者のニーズに応じ、地域の施設等を利用した研修や体験活動の実施」「子どもたちへの声かけ運動」等、地域ぐるみで地域教育環境づくりに努めます。

（5）今日的課題に対応した家庭・地域・社会教育の推進

団塊世代の大量退職に代表される社会情勢の変化への対応や、自然・歴史・文化等伊丹独自の地域資源の有効活用といった、本市の社会教育を推進していく上での今日的課題の解決に向けて、地域活動の活発化に向けた支援策や、地域資源の把握、社会教育・文化施設との連携などの対応策を検討します。

① 地域課題の解決に向けた、市民力の活用

市民一人ひとりの自己実現に向けた自主的・主体的な学習・活動に対し、参画者の選択肢を広げる上で、今日的課題に対する視点と、その解決に向けたメニューの提供を積極的に行っていく必要があります。その意味で「地域課題の解決に向けた学習・活動への参画」は、市民力の発現の場として、今日の社会ニーズに即したものとと言えます。

市民の地域活動への参画を活発化するためには、活動の中で、参画する人それぞれがこれまでに培ってきた経験や技能を活かすことができ、新たな生きがいを得、自己実現を図れることが大切です。そのため、より効果的な情報の収集・提供、指導者の発掘・育成、両者のコーディネート方策など、地域活動の活発化に向けた支援策の検討を進めていきます。

② 自然・歴史・文化・人材等の地域資源の活用

市民の学習・活動ニーズの多様化にともない、広い視野に立った多様な学習・活動機会の提供が求められる中、学習や活動の対象となりうる地域資源を可能な限り把握し、紹介していく必要があります。また、市民の興味・関心の喚起につながるような学習資源の提供方法の検討や、効果的な指導を行える人材の発掘・育成も欠かすことができません。

自然、歴史、伝統文化など、伊丹の誇る独自の地域資源を市民の学習・活動に活かすことは、同時に「わがまち 伊丹」への愛着と誇りの醸成にもつながります。今後とも、これら地域資源のより一層の把握に努め、その活用の促進に向けて、社会教育施設、文化施設との連携を図るとともに、学校教育との融合や、野外における歴史・環境等に関する学習や活動の推進についても検討を進めていきます。

(6) 家庭・地域・社会教育における人権教育の推進

家庭・地域・社会教育における人権教育は、一人ひとりの人権が真に尊重される「ともに生きる社会」づくりに資するため、「人権教育のための国連10年」伊丹市行動計画（平成13年度策定）や「伊丹市人権教育基本方針（平成18年度制定）」にもとづき、人権問題を知識として学ぶだけでなく、市民一人ひとりが、日常生活において態度や行動に結びつく人権感覚を育てることが重要です。

このため、家庭、地域、職場等、様々な場を通じてあらゆる人権課題に関する学習機会の充実と人権尊重の理念の普及に取り組む必要があります。

また、伊丹市における人権教育・啓発推進の指針である「人権教育のための国連10年」伊丹市行動計画が、平成22年度に終了年限を迎えるため、今日的視点による見直しについて、平成20年度を目途に着手します。

併せて、「人権教育のための国連10年」国内行動計画が、平成18年度で終了したことを受け、計画終了後の国の動向も勘案しながら、本市における人権教育に関する基本計画の策定を視野に入れた検討を進めます。

① 家庭における人権教育の推進

家庭は教育の原点であり、他人への思いやりや善悪の判断等、幼児期からの子どもたちの基本的な倫理観を育む上で重要な役割を担っています。また、家庭における子どもの教育は、温かい家族関係のもとで絆を深め、保護者等が、自ら模範を示していく中で進めることが大切です。

そこで、保護者の人権意識が子どもの人権感覚の形成に大きな影響力を持つという認識に立ち、子どもとともに参加できる人権研修会の企画や家庭での視聴ができる視聴覚資料の提供を行うなど、子育てを支援する取り組みを積極的に進めていきます。

② 地域における人権教育の推進

地域は、市民が日常の学習活動や地域活動を通じて、様々な人権問題などについて理解を深め、実践する場でもあります。

公民館、生涯学習センター、総合教育センター、そして、平成19年4月に設立される人権啓発センターなど、人権教育・啓発に関する関連施設や関係機関等との連携を一層強化し、人権問題に関する情報収集や発信等のさらなる工夫とともに、市民の人権学習に関する多様なニーズに対応できるよう、ライフサイクルに応じた人権学習の機会や情報・資料の提供を行うなど、市民の積極的な参画を進めていきます。

また、人権教育を市民に浸透させるための人権学習リーダーの養成に努めるとともに、人権研修会の開催等を通じて、あらゆる人権問題に関する学習の充実、機会や場の提供を図ります。

③ 職場における人権教育の推進

本市におけるあらゆる施策を人権尊重の精神を基礎として展開するためには、施策の推進者としての市職員一人ひとりが自らが啓発者であるという認識に立ち、人権問題に対する正しい理解と認識を高めるよう努めなければなりません。また、企業等においては、経営者・従業員双方の人権意識を高め、一人ひとりの人権が尊重される職場づくりをめざす取り組みが、強く求められています。

今後とも、人権が尊重される職場づくりを進めるための職場研修会の支援や、各種研修会への参加の促進、人権問題に関する資料・情報の提供等に引き続き取り組んでいきます。

3. 教育行政について

【将来的な方向性】

市行政を推進するには、「人、モノ、カネ、情報」といった要素が大きく影響します。教育行政では、人とは力量ある教員、モノとは整備された教育施設・設備、カネとは教育予算、情報とは家庭や地域との連携を意味し、これらの要素が施策を推進する上で肝要となります。このことから、今後、市教育委員会のさらなる活性化を図るためには、学習者の視点に立った教育行政推進体制を確立していかなければなりません。そのために、教育委員会がリーダーシップを発揮し、学校園、家庭・保護者・PTA、地域・関係機関・関係団体、市長部局と一体となり、県教育委員会と連携を図りながら教育施策を進めていきます。また、公立学校園における管理運営に要する経費については、児童・生徒数及び学級数を基礎数値とした予算配当がなされており、学校園で実際に提供されている教育サービスの質や、それに対する学習者（児童・生徒及び保護者）からの評価が反映されていないなどにより、学校園側には改善のインセンティブが働きにくい結果を招いています。そのため、今後、公立学校園における教育の質の向上に向けた各学校園の改善努力を一層促すための施策を推進し、学習者本位の教育行政の確立を進めることが必要となります。

(1) 教育行政推進体制の整備

市教育委員会機能の充実を図るとともに、教職員人事、学校園や社会教育施設の整備、教育予算、学校園、家庭・保護者・PTA、地域・関係機関・関係団体との連携について、教育の提供者としての論理のみではなく、学習者側の視点に立った教育行政推進体制の整備を進め、教育施策を実現するための教育環境づくりに努めます。

① 教育情報の収集・発信機能の充実

「伊丹の教育（重点目標編）」、「伊丹の教育（概要版）」、教育新聞「教育いたみ」、インターネット・ホームページ等を活用することにより、家庭・保護者・PTA、地域・関係機関・関係団体に対して、さらに、きめ細かく教育情報を提供していきます。また、「伊丹市教育のアピールリーダーに関する要綱」にもとづき、特色ある教育施策に関する情報をリアルタイムに発信していきます。今後は、「伊丹の教育（重点目標編）」に掲げたそれぞれの目標が、確実に達成できたかを検証するために「伊丹の教育（成果報告編）」の発行に向け取り組みます。

また、電子メール等を活用して保護者・市民からの意見を聴取するなど、広聴業務の拡充に努め、併せて、2011年度からの地上デジタルテレビ放送の完全実施に向け、デジタル技術を活用した新たな情報受発信の手法について調査研究します。

② 教職員の人事管理・支援体制の充実

人材育成等については、2007年問題を踏まえ、教職員の研修の充実、中堅教員養成、管理職の育成及び登用や、教職員の意欲を引き出すための教職員表彰制度の創設等について実施していきます。

② - 1 管理職の登用

県教育委員会が、平成19年度より導入予定の「主幹教諭」制度を活用することで、管理職の人材育成に努めます。

今後の管理職登用に当たっては、新進の抜擢、女性登用に向けて取り組むとともに、学校活性化の視点で、教育職以外の人材登用についても調査検討を進めます。

② 2 教職員の研修

市教育委員会では、総合教育センターを中心に、新任教職員、中堅教員及び臨時的任用教員研修計画を策定するとともに、指導力向上を要する教職員のスキルアップを目指して、フォローアップシステムの活用を図ります。

② 3 学校栄養教諭の配置

学校園における食育の推進を図るべく、その中心的役割を担う学校栄養教諭の配置については、県教育委員会に要請しつつ、市費負担の学校栄養教諭の採用について調査検討していきます。

② 4 様々な校種からの指導主事の採用

子どもの学力向上、食育の推進、生徒指導、高校教育改革、幼保一元化など、様々な教育課題が山積する中、迅速な方向性の決定と課題解決を図るため、また、市教育委員会事務局の活性化を図るべく、様々な校種から専門性を有した指導主事の採用を検討します。

② 5 多様な人材の育成

教員免許を有する行政職員の教育委員会事務局への出向を受け、教育現場での研修を位置づけるなどして、教育行政の専門家を育成するとともに、指導主事と連携し、今後の伊丹の教育を展望した教育行政が展開できるよう、調査研究を行います。

② 6 人事交流の活性化

小学校、中学校、養護学校、市立高等学校の校種間人事交流、また、市立高等学校においては県立高等学校との人事交流、教育委員会事務局と教育現場との人事交流を促進し、学校の活性化を図っていきます。

② 7 幼稚園・保育所（園）との人事交流

幼稚園教諭においては、保育所（園）の意義及び指針、保育内容等を研修することにより、就学前の幼児育成について広い視野を持ち、きめ細やかな教育を展開できる能力を養うため、保育士資格を有した幼稚園教諭の保育所（園）への出向、幼稚園教諭の免許を有した保育士の受入れ等、幼保相互間の人事交流について検討します。

また、幼稚園長・教頭と保育所（園）長・副所長等の管理職の合同研修の実施について検討します。

② 8 教育委員会事務局と市長部局との連携強化

子どもたちの健全な育成を図るためには、市長部局組織と教育委員会組織の連携をより強化し、一体的な施策に取り組むことが不可欠となります。今後も引き続き、指導主事を市長部局に出向させることにより、情報の共有化、各種施策の連携強化について調査検討を行います。

③ 安全で快適な学校園施設の整備

児童生徒が安心・安全・快適な学校生活が送れるよう、また、地域の拠点施設としての活用が図れるよう、大規模改造・耐震補強・空調設備機能回復事業などを計画的に実施し、学校園施設の整備、教育環境の向上を推進します。

③ - 1 新しい学校園施設について（建替と児童生徒数）

老朽化した校舎については、外壁改修や維持管理工事・修繕を計画的に実施し、耐震化についても建替計画との整合を図りながら実施します。また、避難所（福祉避難所）の整備として多目的便所や飲料水の確保など可能な範囲を検討します。

校舎の建替については、次期総合計画期間内に耐用年数が近づく14校について、児童生徒が減少する時期を想定し、次期総合計画の重要施策として平準化を図りながら、多様な学習形態に対応できるよう、少人数指導や学校図書館の活用など効果的な指導を支援する整備
多目的、多用途に活用できる空間の整備 教科教室やホームベースの整備 環境との共生
バリアフリー化 地域連携施設の整備等、新しい時代に即した施設整備を検討します。

③ - 2 大規模校・過大規模校の解消（適正規模12～18学級、大規模25～30学級、過大規模31学級以上）

小中学校の適正規模については、文部科学省の基準では12～18クラスとされています。しかし、本市の学校においては31学級以上の過大規模校は小学校において3校、25～30学級の大規模校が小学校5校、適正またはこれに準ずる学校（12～24学級）は小学校9校・中学校全校の8校となっています。

教室数については、中学校では将来においても大きな問題はありませんが、小学校は若干

不足しているのが現状となっています。本市では、都市化の中で大規模な用地もなく、また人口の偏りなどで配置計画上学校の分離新設は困難な状況であり、小学校における児童生徒推計は平成 18・19 年度をピークに徐々に減少に転じており、また、中学校では平成 25 年頃まで増加すると想定されているため、今後の推移を見ながら慎重に対応します。また、学校間の児童生徒の偏り是正については、今後の課題として種々の検討を進めます。

③ - 3 教室不足対策（35 人学級・少人数学習）

現在の児童・生徒数の増加に加え、少人数学級の進展や多様な学習形態の変化に対応するための教室が必要となっており、一部の学校において教室不足が予想されています。しかし、多くの学校は完成形を成しており、増築のスペースもない状況にあります。将来少子化が想定される中、不足する教室については特別教室などの一時転用や仮設（軽量鉄骨造）校舎の建設で緊急対応を図ります。

③ - 4 安全・安心のための施設整備（アスベスト対策・耐震補強・エレベーター設置・バリアフリー対策）

安全・安心なまちを市政の最重要課題として取り組んでおり、第 4 次総合計画に計上し、年次の計画的に整備しています。特にアスベスト対策について、緊急を要するものについては平成 17 年度より一定の対策を実施していますが、今後も計画的に実施していきます。耐震補強工事については文部科学省の強い指導のもと、本市では全国平均を上回る積極的な整備を行ってきました。工事に際してはアスベスト対策を先行する必要があるため、実施予定年度が遅れ、今期の総合計画期間内の完了が困難となっていますが、今後も計画的に実施していきます。また、幼稚園についても小・中学校に引き続き順次計画的に実施していきます。

エレベーター設置については小・中学校の平成 18 年度末設置率が 64%となるなど、近隣他市に比べ設置率は高いものとなっています。今後も下肢に障害を持つ児童生徒が在籍する学校を優先してバリアフリー対策と併せ整備し、今期の総合計画期間内に全小・中学校に 1 基設置します。また、建物の劣化・損傷・腐食の状況などについて、新たに専門家による建物定期点検業務委託を実施します。

③ - 5 快適に過ごすための整備（大規模改造・トイレ改修・空調機能回復）

校舎の全面的なリニューアルを行う大規模改造については、未整備の 5 校の整備と 2 校の再整備を今期及び次期総合計画の中で完了する予定で進めます。一方、その他既に完了している学校については、次期総合計画に計上する建替計画との整合を図りながら、必要な整備を順次計画的に行っていきます。幼稚園については、外壁・屋上防水の改修と内装改修を順次行っており、次期総合計画期間内で全園の整備を進めていきます。

トイレ改修については、アスベスト対策の影響から一部次期総合計画での計上となりますが、全校の早期完了に努めます。空調設備機能回復工事については、補助対象地域で未整備の学校は 2 校となっており、今期総合計画期間内に完了しますが、対象外地域の学校については、今期・次期総合計画の中で対応を図ります。

③ - 6 学習指導・生活指導のための整備

学級崩壊や不登校・問題行動などが年々増加傾向にあり、学校を取り巻く環境は非常に厳しい状況にあります。このような問題を抱えた児童生徒や保護者の相談、指導などを行う部屋の整備が必要となっています。現在、相談室などがとれない小学校で、かつ、スペースの確保ができるところについては、改造して配置するなどの対応を行います。また、児童生徒の減少も目前に迫っており、余裕のできた学校で必要とするところから専用室について順次整備を進めます。

③ - 7 環境教育・環境対策整備（太陽光利用・屋上緑化・雨水利用・芝生化）

環境への負荷の低減に対応した施設づくりをめざし、将来校舎の建替にあたっては、周辺環境と調和した屋上緑化など環境負荷を低減させる建物とするとともに、太陽光や雨水の利用など自然のエネルギーを有効活用し、節電・節水型設備機器の導入などに配慮し、環境教育にも活用できる工夫を行います。また、既存の施設の環境への配慮については、環境教育や体験学習活動を活発化するため、中庭などの芝生化や植栽など緑化の推進やビオトープの整備、雨水の散水などへの利用等検討を行います。

③ - 8 高等学校施設整備

伊丹市立伊丹高等学校（全日制）と伊丹市立高等学校（定時制）は施設を共用しており機能面での充実が課題ではありますが、校舎の老朽化や規模の不足など早急に対策を検討する時期にきている状況でもあり、1号館及び体育館の改築・3号館の大規模改造・クラブハウスなど付属建物の改修改築について、早期に対策を検討し、次期総合計画の中で計上することとします。

なお、建替にあたっては県立高等学校の教育環境水準を参考に、不足する施設の充実や拡充を併せて実施するなど、魅力ある施設となるよう整備を進めます。

④ 学習教材設備の充実

文部科学省「学校図書館図書整備計画」にもとづく、学校図書館図書の整備を推進していきます。特に、学校図書館図書標準に達していない小学校や特別支援学校の整備を重点的に進めていきます。また、理科実験設備については、現有率をさらに高めることを目標に積極的に整備を進めます。その他の家庭科調理設備等については、予算の範囲内で、計画的な更新に努めていきます。

⑤ 情報教育設備の整備

「ひょうごeスクール構想」によるネットデイ伝導師を活用するなど創意工夫を凝らし、普通教室や特別教室のLAN環境の整備及び学習用コンピュータの設置など、情報教育を推進するための基盤整備や設備充実に努めていきます。また、教職員の指導能力の一層の向上や児童・生徒の個人情報保護をはじめとする情報管理の徹底を図ることを目的として、教員1人に1台の校務用コンピュータの整備を目標に掲げて情報機器の充実に取り組んでいきます。また、幼稚園では、教育系ネットワーク・コンピュータを整備することにより、各園のインターネットのホームページの充実を図ります。

⑥ 学校図書館の整備

各学校図書館における図書の有効活用や公立図書館との相互貸借を可能とするため、学校図書館図書のデータベース化の早期実施をめざして取り組みます。また、将来的には、公立図書館とのネットワーク化を視野に入れながら、各学校図書館における相互ネットワークシステムの構築に取り組んでいきます。

⑦ 学校園におけるデジタル化の推進

2011年度からの地上デジタルテレビ放送の完全実施を契機として、学校設備をデジタル化へ更新することにより、双方向デジタル・システムを活用した、例えば、リアルタイムに児童・生徒の意見聴取を可能とするような新たな教育環境の整備について調査研究していきます。

⑧ 教育財務管理システムの構築

各学校園における配当予算の計画的な執行を目的として、教育費予算を独自に管理する財務管理システムの構築など、各学校園や市教育委員会における財務事務の効率化に向けて調査研究を進めていきます。

⑨ 各種表彰制度の充実

市教育委員会では、教育委員会賞として、文化、スポーツに関する大会や競技会で優秀な成績を修めた方を、また、ふれあい教育賞として、学校園または地域での各種ボランティア活動に取り組んでいただいた方を表彰しています。また、全国大会等出場や全国大会壮行会にかかる費用の一部について補助を行っています。今後も、その功績をたたえ、課外活動を促進するため積極的に表彰制度を充実するとともに、参加者の費用負担の軽減を図る手法等について研究を進めていきます。

⑩ 学校園及び関係機関、地域との一体的な教育行政推進体制の構築

市では、17小学校区において、地区社会福祉協議会を中心として、PTA、自治会、スポーツクラブ21、学校園、その他の地域団体の相互連携が図られています。今後も、地区社会福祉協議会を中心とした、市長部局、市教育委員会、県教育委員会等とのさらなる連携強化が求められています。市教育委員会と学校園が中心となり、常に、車の両輪として共通の課題認識や目標を持つ中で、市長部局をはじめ、家庭・保護者・PTA、地域・関係機関・関係団体、県教育委員会との相互連携強化に努め、総合的な教育行政推進体制の構築に取り組んでいきます。

⑪ 就（修）学園の支援

就（修）学及び就園支援については、義務教育における就学援助の他、中学校夜間学級通学者への就学を支援しています。また、就学前教育においては、公立幼稚園における保育料等の減免制度、私立幼稚園における保護者負担の公私格差是正に向けた私立幼稚園就園奨励事業を実施しています。

さらに、高等学校や大学等への進学者に対しては、市立高校の授業料等の減免制度の他、奨学金や入学支度金貸与制度による修学支援を行っています。

この他、市内私立幼稚園、在日外国人学校については、私学等の教育振興に向けた補助事業により学校運営を支援しています。

経済動向、雇用情勢の先行き不透明な状況が続く中、今後も、継続して国の動向も見据えながら、教育の機会均等に向けて、義務教育はもとより、就学前から高等教育に至る幅広い分野において適正な就（修）学園の支援に努めます。

（2）教育行政における権限の委譲

今日では、教育改革として、「権限の委譲」が大きな課題となっています。市教育委員会では、各学校園の教育活動に関する改善努力を一層促進し、教育サービスの向上を図るため、「実質的な予算執行権」や「人事権」を市教育委員会から学校園長へ、権限委譲することを進めています。

① 学校園の予算執行権拡大

市教育委員会では、現在、学校園に対する配当予算は、児童・生徒数、クラス数等を基礎数値として、いわゆる学校園の規模に応じて一律に配当しています。今後は、市教育予算に関する学校園長の実質的な執行権を拡大するため、企画や提案に基づいた予算の配分や、用途を特定しない裁量的経費の措置など、配当予算の拡大をさらに進めていきます。具体的には、特色ある教育施策に精力的に取り組もうとする学校園に対しては一定額を加算するなど、学校の経営目標の実現を支援する方策を充実します。

また、学校園での施設の維持管理経費（光熱水費など）は、市教育委員会が集中管理により直接執行しています。今後は、教育財務管理システムの導入等により、学校園長の明確な責任と権限の下に、予算執行を含めたトータルな施設管理を行い、学校園長による創意工夫を凝らした学校運営が実現可能となるように権限の委譲を進めていきます。

② 学校園長の人事権の拡大

学校園が主体的に教育活動を行い、保護者や地域住民に説明責任を果たしていくためには学校園に権限を与え、自主的な学校園運営が行えることが必要です。権限がない状態で責任を果たすことは困難であり、人事面に関しても学校園長の裁量権の拡大を図ることが必要です。

今後の教職員の異動については、「教員公募制」なども視野に入れながら、学校園長の人事権の拡大を図るべく調査研究していきます。

(3) 今日の課題に対応した教育行政の推進

現行の教育委員会制度は、昭和 31 年に、自主性、安定性、政治的中立性の確保と一般行政との調和の実現を目的として、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の制定により確立されました。制定から 50 年余りが経過した今日、合議体であることから「責任の所在が不明確」「迅速な意志決定ができない」「会議が形骸化している」などが指摘されており、「市教育委員会の任意設置」といった議論が交わされています。また、都道府県教育委員会が持つ公立小・中学校の教員人事権を市区町村に委譲することについても様々な議論が交わされています。今後は、これらの教育行政を取り巻く問題提起や市民や保護者からの意見、要望等に的確に対応するため教育委員会の活性化について取り組んでいきます。

① 教育委員会の活性化

市教育委員会では、平成 15 年 12 月に、「教育委員会の活性化の取組み」として、教育委員会の運営の在り方や教育委員の活動内容について方針を掲げ取り組んできました。具体的には、教育委員会委員協議会の充実、できる限りの学校園の訪問、市長・P T A・学校園長それぞれとの懇談、研究発表会・運動会・体育大会など学校園の主催事業への参加、教職員を対象とした研修会での講師、幼稚園教員採用試験における面接官など、様々な取り組みを実施しています。その後、「平成 18 年度教育基本方針」の中では、教育委員会力の強化の必要性について明確にしています。

今後も、市教育委員会事務局では、可能な限り詳細な教育情報を教育委員へ提供するなど、情報の共有化を図り、積極的な教育活動への支援を行っていきます。また、教育施策の企画立案機能の充実、指導主事による学校園への指導力強化といった市教育委員会事務局の機能強化をめざして取り組んでいきます。

教育委員による教育活動としては、積極的な施策提言、学校園訪問、P T Aとの懇談、教職員研修講師、学校評議員をはじめ、地域との意見交換など、「顔の見える教育委員会」として精力的に活動していきます。教育委員会と学校園が、それぞれ個別に活動しては限界があることから、常に車の両輪として、課題認識や情報、目標を共有してこそ真価を発揮できます。新しい時代にふさわしい教育委員会として、学校園、家庭・保護者・P T A、地域・関係機関・関係団体や市長部局、県教育委員会との連携強化を通じて、教育委員会のさらなる活性化に取り組んでいきます。

4. 伊丹ならではの特色ある教育について

【将来的な方向性】

本市は、清酒発祥の地として、古くから文人墨客が集まり、「歴史と伝統文化の薫るまち」です。

また、伊丹市にゆかりの深い文化人が多く、そして2つの大学も所在し、固有の、豊富な社会教育施設や文化施設を数多く有しています。

学校教育、社会教育と歴史や伝統文化との接続、連携を強めるとともに、伊丹市の歴史と伝統文化や魅力ある地域資源を活かし、それらを未来に引き継ぐ教育を推進していきます。

(1) ことば文化都市伊丹の創造

ことばは人と人をつなぎ、よりよい人間関係を築くとともに、知的活動や情操の育成に重要な役割を果たします。

本市は、俳人上島鬼貫生誕の地であり、日本三大俳諧コレクションの一つと称される柿衛文庫を有し、その地の利を活かして、「ことば文化都市伊丹」をめざしたまちづくりを進めています。

また、市の東には、伊丹空港（大阪国際空港）が立地し、全国どこからでも2時間以内で来られる交通至便な都市であり、以前から国際姉妹都市（ハッセルト市・ベルギー）及び国際友好都市（佛山市・中国）との市民交流、学生交流を積極的に進めるとともに、市立伊丹高等学校に「グローバルコミュニケーションコース」を設置し、英語教育を中心とした生徒のコミュニケーション能力の育成に取り組んできました。

今後も、「ことば文化都市伊丹」を担う子どもたちにふさわしい、豊かな語彙力・表現力やコミュニケーション力の育成に取り組むとともに、市民が豊かなことば文化に触れることができる環境づくりに取り組むなど、「ことば文化都市伊丹」の創造をめざした取り組みを推進していきます。

① 「読む・書く・話す・聞く」ことば文化都市伊丹特区の推進

平成 18 年度から、『読む・書く・話す・聞く』ことば文化都市伊丹特区」を活用し、伊丹市独自の教科である、小学校における「ことば科」、中学校における「グローバルコミュニケーション科」を設置しました。「グローバルコミュニケーション科」については、全中学校で実施していますが、「ことば科」についても、対象校を拡充し、国際化社会・情報化社会に対応できる優れたコミュニケーション能力を有する人材を育成していきます。さらに、今後は、カリキュラムや教材の開発及び指導方法の工夫、市立伊丹高等学校グローバルコミュニケーションコースとの連携を行うとともに、伊丹市独自の教科として、その内容や成果について全国に発信していきます。

また、柿衛文庫との連携による「鬼貫賞」「全国花の俳句大会・伊丹」への投句や、英語によるスピーチ・ディベート等に積極的に取り組む生徒の育成をめざした「英語スピーチ大会」が「ことば文化都市伊丹特区」の特色となり、国際社会に生きる日本人としてのアイデンティティを育むとともに、豊かな発想で自由に、俳句づくりや、美しい日本語、英語によるコミュニケーションができる子どもたちの育成をめざします。

② 市民が豊かな「ことば文化」にふれることができる環境づくり

本市においては、全小・中学校に、司書または司書教諭の資格を持つ読書指導員を配置しています。今後は、この制度の充実を図るとともに、「伊丹市こども読書活動推進計画」とリンクしながら、子どもたちの読書環境をさらに整えていきます。

また、新図書館等「ことば文化都市伊丹」の拠点施設整備に向けた取り組みを進めるとともに、市民を対象とした「朗読」「俳句づくり」「話し方」等の「ことば文化」に関する講座等を充実していきます。

さらに、平成 19 年度から本市が日本漢字能力検定の会場となったことを受け、児童生徒や保護者及び市民に漢字検定へのチャレンジを、また、中学校・高等学校においては従来より準会場として各校で実施している漢字検定・英語検定への一層のチャレンジを勧めていきます。

今後も、学校教育、社会教育の両面にわたって「ことばと読書を大切にした教育」を推進していきます。

(2) 地域の特色を活かしたスポーツ競技の振興

本市には、古武道なぎなたの二大源流の「天道流」を伝承し、日本三大私設道場の一つに数えられる「修武館」（1786 年創設）や、「全日本なぎなた連盟」の本部があります。この「なぎなたの聖地伊丹」の地域資源を活かし、「全国高等学校なぎなた選抜大会」開催都市として、「なぎなた」を市民共有の財産として、内外に発信することにより、競技の振興と「伊丹ブランド」の確立を図ります。併せて、伊丹生まれのニュースポーツ「いたっボール」等の振興を図ります。

① 「なぎなた競技」の振興

本市においては、日本の優れた伝統を守るとともに、技を練り、心を磨き、気力を高め、体力を養うことを目的として「なぎなた競技」の振興を図り、のじぎく兵庫国体において総合優勝した「なぎなた兵庫県代表チーム」を育てられました。

この「なぎなた競技」を伊丹ブランドとして位置づけるため、平成17年度より「全国高等学校なぎなた選抜大会」を向こう10年間開催することとなっています。今後は、「なぎなた甲子園」として、全国の「なぎなた競技」に取り組む選手から目標とされる大会となるよう、その運営、広報の充実を図ります。

また、市民に対して、ホームページやメディアを活用して、「なぎなた選抜大会」や「なぎなたの見方」「伊丹となぎなたの歴史」などの情報を発信し、「なぎなた競技」の周知を図るとともに、選抜大会のマスコット・キャラクターである「心薙（こなぎ）ちゃん」を活用し、「なぎなた競技」のPRを積極的に進めます。

さらに、市内中学校並びになぎなた部のない高等学校に対して、なぎなた部の設立を働きかけるとともに、社会体育におけるなぎなた教室の充実やジュニアを対象とした市内大会の開催等により、選手の育成となぎなた競技人口の増加を図ります。

② 伊丹の地域資源を活かしたスポーツの振興

子どもの体力向上を図るため、陸上競技教室や卓球教室、水練学校などを実施するとともに、伊丹生まれのニュースポーツ「いたっボール」等、伊丹ならではの地域資源をスポーツ振興の観点から広くアピールし、青少年の健全育成にもつなげます。

具体的には、「いたっボール」学校対抗大会の開催に向けて取り組みます。

(3) 地域の特色を活かした芸術・文化活動の振興

本市は、柿衛文庫、美術館、アイホール、アイフォニックホール、工芸センター、伊丹郷町館、昆虫館、こども文化科学館など、芸術・文化を育む伊丹ならではの特色ある豊かな社会教育施設や文化施設を有するとともに、2つの大学（文系・芸術系）が立地しています。

また、昆陽池や荒牧バラ公園など個性的な公園や豊かな自然にも恵まれています。

さらに、過去から現在に至り、伊丹にゆかりの深い文化人も多く、その足跡を、多くの和歌や文学等に見ることができます。

一方、小・中学校においては、ジュニアバンド、吹奏楽部等の活動が活発で、全国レベルの高い水準を維持しています。

今後も、これらの豊かな地域の資源や取り組みを活かした芸術・文化活動を振興していきます。

① 豊かな社会教育施設等を活かした教育の推進

地域の社会教育施設・大学等やその取り組み、豊かな自然、地域の人材等を積極的に活用した実習・体験講座などの「学社融合」の視点に立った体験学習を推進し、子どもたちが、様々な体験活動や「本物とのふれあい」を通して、知識の習得、驚きや感動、気づき・発見の喜びを実感し、豊かな感性を磨く「美の教育」を推進していきます。

さらに、市民を対象として、個性的な施設群や大学との連携による社会教育事業の実施を検討するとともに、伊丹市ゆかりの文化人等の業績・活動を活かした人づくりを推進していきます。

② ジュニアバンド・吹奏楽部等特色ある活動への支援

本市においては、小・中学校におけるジュニアバンド、吹奏楽部等の活動が活発で、全国レベルの高い水準を維持しています。

今後も、全国大会出場や全国大会壮行会にかかる費用の一部について助成を行うなど、特色ある活動を支援していきます。

(4) 伊丹の歴史と伝統を活かした教育の推進

「過去」から「現在」、そして「未来」へと、伊丹に連綿と続く教育の歴史をひもとき、先人の歩みに学ぶとともに、国・県・市指定の数多くの有形・無形文化財を活用した教育を推進していきます。

① 伊丹市教育史の編集

本市においては、先達の教育にかける情熱も熱く、江戸時代には郷校「明倫堂」や多くの寺子屋が開かれ、学制発布の翌年である明治6年には、伊丹の町衆の教育への熱い思いを実現すべく私立の小学校が設立されるなど、古くから教育に先進的に取り組んできたまちです。

この先駆的な伝統ある伊丹の教育の歴史を、「伊丹市教育史」として、編纂、顕彰し、21世紀を生きる子どもたちの新たな教育の創造に活かしていきます。

② 地域の文化財を活かした人づくり

県の文化財保護強調月間(11月)に、「歴史・文化が醸し出す伊丹ロマン事業」を実施するなど、市民への有形・無形文化財の啓発に努めます。

また、歴史と伝統文化の「体験学習プログラム」の充実や、地域の文化財を活用した学校園への出前講座の実施等により、「学社融合」の視点に立った歴史学習を推進します。

さらに、文化財を保存・継承する関係団体等の活動を支援し、文化財を愛護する心をもつ青少年や市民の育成に努めていきます。

(5) 市民力を活かした教育の推進

伊丹市では、他都市に先駆けて、平成12年に家庭教育推進のための専任組織を設置し、家庭教育を支援する取り組みを進めてきました。

また、自治会や小学校区ごとの地区社会福祉協議会、NPOを中心とした市民活動、PTA活動等が活発に行われています。

今後も、家庭や地域の教育力を一層高め、市民の力で伊丹の教育を支えるシステムを育てていきます。

① 市民の力による家庭教育の支援

市民・地域住民の参画と協働のもと、家庭教育を地域ぐるみで支援する「家庭・子ども支援地域ネットワーク事業(すこかやネット事業)」や、市民の参画と協働のもとに推進する、毎月第3日曜日の「『家庭の日』だんらんホリデー事業」等、「第3次家庭教育推進計画(平成18年度策定)」にもとづき、伊丹ならではの家庭教育を支援する取り組みを今後も推進していきます。

② 地域における教育の場の支援

本市においては、「いたみわっしょい」の開催等、伊丹のまちおこし、伊丹の元気づくりを地域やNPO等が中心となって進めています。また、地域の共同利用施設等では、地域に根ざした様々な学習活動が行われているところもあります。

子どもたちが、こういった地域や家庭における社会体験・生活体験の中で、人とふれあう楽しさや、地域の一員として役割を果たすことの充実感が得られるよう、今後も地域における教育の場を支援していきます。

第4章 教育ビジョンの推進に向けて

教育は、伊丹市の現在と未来を担う人を育み、まちづくり活動を支える最も重要な営みです。そのため、教育委員会や学校園だけでなく、家庭、地域をはじめ関係機関・団体等との幅広い連携と協働により伊丹市教育ビジョンを推進していきます。

1. 市民の参画と協働

教育は「協育」であるといわれるように、学校園・家庭・地域、つまり伊丹市に住む市民一人ひとりが伊丹市の教育を支える重要な力として協働で取り組むことが重要です。また、教える者、教えられる者が共に育ちあう「共育」の意味も込められています。

学校だけが教育の場ではありません。何気ない日常生活や地域活動なども教育の場であり、伊丹市に住む市民一人ひとりがこれらの活動の場に参画していくことが計画を推進していくうえでは重要です。

そのため、子ども、保護者、教職員、地域住民、行政機関等が連携を図り、幅広い市民の参画と協働を得ながら伊丹市の教育活動を展開していきます。

2. 市民への積極的なアピール

伊丹市教育ビジョンは、子ども、保護者、地域住民など、多くの方々の参画と協働によりはじめて実現することが可能となります。

計画の内容に関して市民への周知を図るために、市の広報紙やホームページをはじめ、フォーラムなどを通じて積極的に市民にアピールをしていきます。

3. 総合的な連携体制

伊丹市教育ビジョンの推進にあたっては、教育委員会や学校園のみならず、市の関係部局と密接な連携を図り、全庁的な取り組みを進めていきます。

また、教育ビジョンにもとづいた施策を推進するためには、国や県との連携が必要となります。このため、国や県に対しては、制度の整備・充実に向けた協力を要請していきます。

4. 計画の進行管理

伊丹市教育ビジョンを推進するにあたっては、「伊丹市教育ビジョン実施計画」を策定し、計画（PLAN）- 実行（DO）- 評価（CHECK）- 改善（ACTION）のサイクルで推進するとともに、進行管理に努めていきます。

